

平成28年予算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成28年3月16日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 4時47分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質疑

各会計予算及び関連議案の内容審査

議案第 5号 平成28年度士別市一般会計予算

議案第 6号 平成28年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 7号 平成28年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 8号 平成28年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第 9号 平成28年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第10号 平成28年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第11号 平成28年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第12号 平成28年度士別市水道事業会計予算

議案第13号 平成28年度士別市病院事業会計予算

議案第14号 士別市コミュニティセンター整備事業条例の一部を改正する条例について

議案第15号 士別市子ども通園センター条例の一部を改正する条例について

議案第17号 士別市勤労者センターの指定管理者の指定について

議案第35号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 士別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

閉議宣告

出席委員（16名）

委員 谷口隆徳君

委員 大西陽君

委員 渡辺英次君

委員長 松ヶ平哲幸君

委員 遠山昭二君

委員 出合孝司君

委員 井上久嗣君

委員 喜多武彦君

委員 村上緑一君

委員 谷守君

副委員長 岡崎治夫君

委員 山居忠彰君

委員 国忠崇史君

委員 粥川章君

委員 齊藤 昇 君 委員 丹 正 臣 君
欠席委員（1名）
委員 十 河 剛 志 君

出席説明員

市 長	牧 野 勇 司 君	副 市 長	相 山 佳 則 君
総 務 部 長	中 峰 寿 彰 君	市 民 部 長	法 邑 和 浩 君
保健福祉部長	川 村 慶 輔 君	経 済 部 長	金 章 君
建設水道部長	沼 田 浩 光 君	朝日総合支所長	藤 森 裕 悦 君
市 立 病 院 事 務 局 長	三 好 信 之 君	総務部次長兼 財 政 課 長	中 舘 佳 嗣 君
保健福祉部次長 兼 福 祉 課 長	田 中 寿 幸 君	健康長寿推進室長 兼 介 護 保 険 課 長	米 谷 祐 子 君
経済部次長兼 国 営 農 地 再 編 推 進 室 長 兼 農 業 振 興 課 長	井 出 俊 博 君	建設水道部次長 兼 技 監 兼 工 建 築 課 長	藤 博 文 君
建 築 課 参 事	佐々木 誠 君	企 画 課 長	青 木 伸 裕 君
総 務 課 長	鴻 野 弘 志 君	市 民 課 長	佐 藤 義 弘 君
畜産林務課長兼 バ イ オ マ ス 資 源 堆 肥 化 施 設 長	鶴 岡 明 浩 君	土 木 管 理 課 長	五 十 嵐 智 君
企 画 課 主 幹	大 橋 雅 民 君	財 政 課 主 幹	丸 徹 也 君
総 務 課 主 幹	岡 崎 忠 幸 君	市 民 課 主 幹	岡 田 詔 彦 君
介 護 保 険 課 主 幹	阿 部 淳 君	農 業 振 興 課 主 幹	寺 田 和 寛 君
土 木 管 理 課 主 幹	土 田 実 君	建 築 課 主 幹	峯 垣 智 剛 君
企 画 課 主 査	久 光 徹 君	財 政 課 主 査	樫 木 孝 士 君
市 民 課 主 査	竹 中 満 君	畜産林務課兼 バ イ オ マ ス 資 源 堆 肥 化 施 設 主 査	上 川 学 君

土木管理課主査 鈴 村 章 君

教育委員会
委員長
職務代理者 千 田 秀 昭 君

教育委員会
教 育 長 安 川 登志男 君

教育委員会
生涯学習部長 菅 井 勉 君

農業委員会
委員長 松 川 英 一 君

農業委員会
農 事 務 局 長 小ヶ島 清 一 君

農業委員会
総 務 課 長 大 平 稔 君

監 査 委 員 吉 田 博 行 君

監 査 委 員
事 務 局 長 竹 内 雅 彦 君

事務局出席者

議会事務局
局長 石 川 敏 君

議会事務局
議 総 務 課 長 浅 利 知 充 君

議会事務局
議 総 務 課 主 査 前 畑 美 香 君

議会事務局
議 総 務 課 主 事 粕 谷 幸 広 君

(午前10時00分開議)

○委員長（松ヶ平哲幸君） おはようございます。

ただいまの出席委員は15名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

○委員長（松ヶ平哲幸君） 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） なお、十河剛志委員から欠席、斉藤 昇委員から遅参の届け出があります。

○委員長（松ヶ平哲幸君） ここで副委員長と交代いたします。

○副委員長（岡崎治夫君） おはようございます。

それでは、昨日に引き続きまして総括質疑を行います。

井上委員。

○委員（井上久嗣君） おはようございます。

通告に従いまして一般質疑を行います。

初めに、財政に関する質問を何点かさせていただきます。

地方交付税の算定に関しまして、新年度よりトップランナー方式が導入されたということで、まずそちらに関して何点かお聞きをします。

これは、昨年11月末に載ったとある記事なんですけれども、地方交付税算定方式にトップランナー方式を導入へということで、総務省に関する記事ですけれども、総務省は地方交付税算定方式を見直すこととし、自治体による財政効率化の取り組みを率先している業務を加味して配分額を計算する仕組みを取り入れると。細かいことでは道路の補修ですとかごみの収集など、自治体による歳出効率化への取り組みを加味して配分額を計算する仕組みとすると。コストの高い自治体は、求めた交付税を受け取れず、歳出削減が必要になるという記事が載っておりますが、まずはこの新年度から導入される、本市もそれを加味した交付税の予算措置をされていると思いますが、その地方交付税トップランナー方式のまず概要をお知らせ願いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 榎木財政課主査。

○財政課主査（榎木孝士君） お答えいたします。

トップランナー方式は、地方公共団体が行っている歳出効率化に向けた業務改革の取り組みを地方交付税の算定に反映させることで、地方公共団体の歳出の効率化を推進する観点から導入されました。その内容としましては、国が行う地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている業務改革のうち、交付税算定の単位費用に計上されている23業務につい

てトップランナー方式の検討対象とし、28年度においては本庁舎清掃業務やスポーツ施設の管理など、多くの地方公共団体で民間委託等の業務改革に取り組んでいる16業務について、単位費用の積算に反映することとしています。

見直しに当たっては、地方公共団体への影響等を考慮し、3年から5年程度の複数年をかけて段階的に反映することとし、市町村分については人口規模の違いや地域の実情を踏まえ、民間委託等の業務改革が困難な団体もあることから、段階補正による調整をあわせて行うこととしています。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今御説明いただいて、28年度から16業務が関連してくるということで、私のほうでもちょっと調べてみましたら、28年度に着手する取り組みということで、本市がいわゆる民間委託にまだ未着手の取り組みが随分書かれています。例えば学校用務員事務、まあ本市で言う業務技師なのかと思いますけれども、道路維持補修、清掃等、一般ごみ収集、学校給食の調理、運搬、公園の管理等、これらを民間委託、指定管理制度導入等をしているかしていないかということや交付税の算定に加えるということで、今お話し聞きますと、3年から5年程度かけて反映するということですが、初年度から何らかの本市に係る交付税の算定の中で影響が出ているかと思うんですけども、その辺をどういうふうには本市としては次年度の交付税の算定の中で、影響をしたのかしないのか含めてお答えいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 榎木財政課主査。

○財政課主査（榎木孝士君） お答えします。

28年度の普通交付税額の推計の中には、トップランナー方式の具体的な算定内容については示されていませんが、国はこのトップランナー方式導入の際、地方交付税の財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組むとしておりまして、更には人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて調整するものとされています。そのため、28年度における地方交付税の予算額においては、影響額は大きくないものと判断しまして、トップランナー方式による影響等は算定しておりません。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） まあ士別市のような小さな自治体の場合は、急には影響は出ないだろうということで、28年度については考慮していないということですね。それで、先ほどの御説明もありましたけれども、29年度、年度で言うと再来年度から更に図書館の管理、博物館の管理、公民館の管理、児童館、青少年教育施設等々のこれらも指定管理制度を導入しているかなども含めて算定が加わるということで、先ほど3年から5年かけて段階的に反映ということなんですけど、まあ28年度は多分影響ないだろうということなんですけど、こうどんどん対象を広げていけますと、今後、例えば29年度以降、中期的に影響してくるのかなと思うんですけど、その辺

に対する考え方というか、まだわかる範囲が少ないかと思いますが、現在知り得ている情報を含めて考え方をお示しいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） トップランナー方式の算定につきましては、具体的には交付税の積算をする上で標準的な団体の費用を見込む単位費用、こういったものの中で算定をされるということになると思います。今年度の地方交付税の単位費用につきましては、夏ごろに示されて、具体的な積算内訳についてはその後に公表されるということになっております。そういう意味では、28年度の算定がどの程度になったかということは、その単位費用の積算を見ればおおよそ動向がつかめるのかなということが1点、それから先ほども御答弁申し上げましたけれども、段階別に、人口が少ないところでは、例えば民間委託といってもそんな受け皿があるのかどうかというような実態もございますので、そういうところには人口規模に応じてそういう段階的な補正というものもされます。こういったような動向も見きわめながら、29年度以降の影響額については推計をしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 本市の場合、合併10年を過ぎて、いわゆる加算措置されていた交付税が段階的に縮減される方向、11年目以降ということと、このトップランナーがもしこのままこれから、まだわからない部分がたくさんあるんですけれども、重ねて民間委託が少ないということで縮減されていくということになれば非常に困ったことですので、まあこれは国が決めることなのでどうのこうのじゃないですけれども、極力こういう小さな自治体等には影響のないように、市長も市長会等々含めて、ぜひ御配慮いただけるように常々にお話を、御意見を言っていたらと思います。

それで、次の質問に移りますけれども、さきの一般質問で斉藤議員の質問、答弁の中でも触られていましたが、27年度、大きく減額された社会資本整備総合交付金ですとか、地籍調査数値化事業補助金等々、非常に当初予算より大きく減ってしまいました。

例えばこの社会資本整備総合交付金、これはもともと平成22年に創設されて、その前には道路ですとか河川だとかまちづくり、下水道、住宅、それぞれ個別の補助金を廃止しまして一本化したと。これで地方自治体が創意工夫を生かしながら、自由度が高く使える社会資本整備総合交付金となったということで理解していますが、これで非常に自由度が高くなったはずなんですけど、27年度においては当初予算より大きく交付金が減らされたということで、事業が一部とまってしまったわけですが、今年度の予算を見ますと、社会資本整備交付金ということで、活力創出基盤整備交付金、橋梁関係等含めて1億8,600万円とか、昨年ほぼとまってしまいました西広通改良事業でも1億5,000万円ですとか、わくわく水郷公園再開発事業6,250万円ということで、合わせるとそれ等々で4億7,600万円ということの社会資本整備総合交付金を予算化しております。

先ほどほかの予算もありましたけれども、昨年、27年度大きく減らされたこういった補助金、

28年度はそれなりにもらえるだろうということで予算化されているんだと思いますが、今、国も国会やっている最中ですので確定的なことは言えないんでしょうけれども、新年度はこういった補助金は昨年のように大きく減らされることなく、何とか交付されるだろうという、その辺の手応えというか見込みに関してちょっとお話をいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） お答えいたします。

今、井上委員お話しのとおり、27年度、非常に大きく社会資本整備の交付金事業が削減されました。お話あったとおり、これは一般補助金から社会資本整備交付金というふうに変わりまして、市町村の判断の中で効果的な事業に交付金を充当することができるといった内容でありましたが、これは実際、実施に向けたときに、例えば1つには震災復興のほうの事業、それから現在では東京オリンピック・パラリンピックに向けて、もう首都圏では既に大型公共事業がどんどん発注されているという状況にあります。

それで、実は今週月曜日、14日にも北海道とそれから北海道開発局のほうにお伺いをしまして、今年の予算措置にかかわる要請をしてきたところでありますが、全国的な市町村枠の中にあって、昨年と同様の配分であるといったことであります。そして、本市においてもそのとおりでありますけれども、例えば水道管、下水道の改善、道路、公園、橋梁、これらが3回目の更新時期を迎えているといった中であって、全国枠の非常に高い要望額に対して、恐らく現在の感触では50%ぐらいかなというような感触であります。こうした中であって、どうしても市町村のこの社会資本整備のライフラインにかかわってくるものでありますから、これは当然昨年度から、北海道市長会初め全国的な展開をしている要請活動の中で、何とか手厚い充当をお願いしたいということで、改めて要請をしてきたところでありますけれども、28年度の予算措置で今わかっている現状では、今申し上げたとおりであります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 社会資本整備総合交付金で今4億7,600万円ほど予算措置はしていますが、現在、ある程度間違いなく交付されそうな金額はこの半分程度ということで理解してよろしいんですかね。ぜひ、今震災ですとかオリンピックだとか含めて、ある面取り合いになっているところがあるので、難しい、御苦労されているのかと思いますが、昨年は特に大きく減額されておくれた部分もありますので、途中の補正をしていただくとか含めて、極力事業がおくれなように御努力をいただきたいと思います。

それでは、次に基金に関する質問をちょっとさせていただきます。

本市は、特定目的基金というのが十何本あります。この特定目的基金というのは、特定の目的を計画的に実施できるように資金を積み上げたものということで、用途が限定されるとかいうことでございます。本市の場合、士別市基金条例というのがあって、その十数本、条例の中でも基金の目的がそれぞれ列挙されております。例えば地域振興基金、この目的は地域の振興

に資するという、そういったことに関する目的とされる基金、また合併特例振興基金は合併に伴う地域の振興に資すると書いてあります。ふるさと創生基金はふるさとの活性化に資する、公共施設整備基金は公共施設の整備に資するとそれぞれ書いてある。まあそのものずばりという書き方なんですけれども、ある面アバウトな部分もないわけではないんですけれども、そういう目的があってそれぞれ基金を積んでおります。

それで、今年予算の中で基金の部分、その目的基金がどのように繰り入れをするかということで予算書を見てみますと、繰入金のところを見てみますと、例えば公共施設整備基金繰り入れということで、その中には天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクト推進事業だとか合葬墓建設事業資金、同じこの公共施設整備基金では、27年度の場合は体育施設整備とかスキー場関係の整備に充当されています。地域福祉基金を見てみますと、新年度においてはいきいき健康センター関係の建設事業資金ですとか、除雪サービス事業ですとか、緊急通報サービス事業等に繰り入れると。この基金、昨年は何に使っていたかというのと、27年度、まだ今年度です、27年度はコスモス苑、桜丘荘の整備等に使われています。

それぞれ基金の目的に準じているんでしょうけれども、その都度都度使われているのを毎年見ますと、繰り入れる事業が目的に合っているとは言いながらも、ばらばらというふうに見えるんですけれども、いろいろなこの目的基金、繰り入れをするその都度都度、いろいろ今言ったように毎年違うんですけれども、こういう繰り入れるルールというのは、まあ積むルールはこの基金条例にあるんですが、使うルールというのが、基準ですとかそういった細かいものがあるのかないのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

基金の繰り入れのルール、基準についてのお尋ねでございますが、今委員お話にありましたとおり、基金の処分につきまして、繰り入れの部分につきましては、自治法上、241条で基金の目的でなければ処分はできないということになっておりまして、これが基本的事項の規定となっております。それを受けまして、本市の基金条例6条において、各基金の目的に従って、予算の定める場合でなければこれを処分できないとしているところでございます。この部分のそういった大前提がございまして、その中での繰り入れの基準でございますが、繰り入れ対象の事業のまず有無ですとか基金残高、また財源状況を考慮しながら総合的に判断して予算化をしているところでございます。

また、基金によっては、例えば合併特例振興基金のように、合併特例債でもともと原資を借り入れいたしまして、その上で積み立て、運営をしている基金については、元本部分の取り崩しの部分についての範囲内で取り崩しが可能というような独自のルールを持っている基金もございまして、そういった部分についてもそういった目的に沿った中で対象を確認した中で、本市としては各基金を活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） その都度都度で目的に合って、まあ基金を繰り入れなきゃならないということに使われているということなんでしょうけれども、例えば新年度の先ほど言いました地域福祉基金の繰り入れにおいては、27年度は例えばいきいき健康センターの建設関係は、基金繰り入れに頼らず予算組みしていますけれども、もう新年度は680万円、661万円と、まあそんな多くはないですが、一部の基金を繰り入れざるを得ないというふうにも見えます。合併特例振興基金も新年度を見ますと、これも環境センター関係で1,652万円ほど取り崩しになりますが、環境センターも今年度、27年度は基金繰り入れはしていませんよね。新年度においては一部、この合併特例基金を繰り入れなければならないという状況、この合併特例振興基金の中に朝日総合支所整備事業資金というのもありますけれども、これはある面、合併に伴う部分なんで、この合併特例振興基金の目的に一番近いのかなと思います。こういったさまざまな事業がかなり財政的に厳しいのか、ある面基金に余裕があるから使えるといえればそれなのかもしれませんけれども、いろいろな一般的な事業が今回目的基金から繰り入れるという形を見ますと、結構予算組みに苦労しているのかなと。やはり財政的にもかなり厳しいのかなという私は見方をちょっとするんですけども、その辺の考え方はどうでしょう。

○副委員長（岡崎治夫君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 今年度の予算編成に当たりましては、市税収入等については、税率の改正等の影響で8,000万円程度のマイナス、それから地方交付税におきましても、合併特例の縮減ですとか人口の減少、こういった部分で歳入確保が非常に厳しいという状況にもございまして、そういう意味では、その財源確保を基金の取り崩しで一部補っているという面は確かにあると存じます。

今年度、基金の取り崩しは総額で8億2,000万円、去年から比べますと1億5,000万円ほど多くなっております。ただ、この基金の財源といたしましては、寄附をいただいている部分というのが非常に多くございまして、27年度で言えば4,600万円程度の寄附をいただいて、それを基金に積んで、それで予算編成の段階で充当させていただくというような取り扱いをしているところであります。そういう意味では、基金のそれぞれの目的が寄附者の御厚志によってそれぞれ積み立てをしているということがございまして、そういった思いをなるべく予算に反映させるということが今回の基金の充当ということに反映されている部分もございまして、先ほど答弁申し上げました合併特例振興基金、これにつきましては元金を返済した部分で取り崩しが可能になる。そういう意味では、今年度で申し上げますと3億5,000万円程度の取り崩しが可能になってきているということもございまして、そういった部分をこの予算編成の中で充当しているという側面もございまして。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） まあ厳しいということなんですね。

それで、この目的基金ですね、これは国で法律にのっとってつくらなければならないという部分もあるかと思えます。目的外にこの特定目的基金を使うという場合には、廃止をしなければならないということ聞いております。最近、財政難ということで、基金の組みかえをするために廃止をするとかいう、そういう組みかえを行うという自治体も多いということをお聞きしております。本市の場合、十数本の目的基金がございますが、それぞれ今御答弁いただいたように、例えば寄附をいただく場合に、明確にそれぞれの目的をつけた別々の基金にしているというの、それはそれでわかるんですけども、まあこの十数本って必要なのかなって正直、相当前に私、同じような質問もしたことがありますけれども、何でもかんでもまとめればいいのかというわけではありませんけれども、ある程度、一定程度目的を果たしたような基金は、性格の近いものと統合するとかというような、今後そういった考え方はあるのでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） この目的基金につきましては、条例または規則で定められているようなもの、例えば奨学資金ですとかふるさと応援基金ですとか、こういったもの以外に、地域振興資金、それから地域福祉基金、それぞれの目的に応じて設置しているものもございます。それで、先ほども申し上げましたけれども、寄附をいただく方が例えば福祉に使ってくださいですとか、市立病院の整備に使ってほしいというような申し出をいただきまして、そういった部分についてはその基金に積み立てをしているわけでありまして、それ以外に、ある程度まとまった額の寄附をいただいて、それを基金に積み立てをして、それで毎年度その基金から予算に充当しているというようなものもございます。

そういった意味では、例えば目的をもう達したものの、今の基金で申し上げますと、例えば庁舎整備基金等については、これはその目的が終わったときには当然廃止というふうになるかというふうに思いますし、これまでも老人ホーム整備基金、それから土地開発基金等そういった役割を終えたものについてはその都度廃止をしてきているという状況にございますので、現段階では、例えば地域振興基金等については、特別の目的がない場合にはその基金に積んでいるというような、広く公共の目的でというものについてはそこで積み立てをしているというものもありますが、基本的には現段階ではそれぞれの目的に沿って必要なものであろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 地域振興資金って、地域の振興に資するということは、まあこれ何でもありの目的基金があるというのちょっとした不思議なんですけれども、そういうのもあるんですから、少なくすればいいというものではないですけども、場合によっては統合できるものは今後統合するというのも含めて御検討いただければと思います。

それで、次に中期財政フレーム、これも一般質問での斉藤議員の質問に一部重なるところもあるかもしれませんが、何点か確認をさせていただきたいと思います。

斉藤議員の答弁の中で、3カ年のこの中期財政フレーム、特にこの公債依存度、これについては達成がちょっと厳しいということで、見直しも含めて御答弁があります。最終的に、27年度終わっていませんけれども、公債依存度が何%ぐらいになるか、細かい数字が多少かぶるかもしれませんが、それと28年度の公債依存度がどの程度になって、27年度、28年度、29年度とそれぞれの公債依存度がどのぐらいになってきて、平均でどういう数字になるのか。財政充足率に関しても、これは大体何とかかなりそうだと聞いておりますが、そちらの数値もし見込みがある程度出ているというのであれば、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、中期財政フレームにおける公債依存度の見込みでございますが、まず中期財政フレーム策定時におきまして、公債依存度の見込みにつきましては、平成27年度、17.9%、平成28年度、15.1%、平成29年、7.7%、3カ年で14%と見込んでいたものでございます。

こちら、平成28年当初予算算定時に立てた推計といたしましては、平成27年度決算見込みとあわせて平成28年度の当初予算、置きかえての推計ということでございますけれども、平成27年決算見込みといたしまして18.0%、平成28年当初予算時で18.3%、平成29年度につきましては今後の見込みということで、中期財政フレーム策定時の7.7%の部分での据え置きという条件でございますが、3カ年見込みで15.2%という推計を立てているところでございます。

そういった状況から考えまして、中期財政フレームとの乖離ということになります。平成27年については0.1%の増、平成28年については3.2%の増、3カ年の見込みといたしましては、結果的に1.2%の増という推計を立てているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 私からは、財政調整基金の充足率の見込みでございますが、現在の財政調整基金の残高は26年度末で14.9億円、その後の決算を経た後の歳計剰余金1億4,000万円を更に積み立てをいたしまして、現状としては16.3億円が財政調整基金の残高でございます。

今年度の予算においては、5億7,000万円の繰り入れをする予定の予算を組んでおりますが、現段階ではこれから特別交付税の決定、それから最終的にはそれぞれの歳出予算の不用額がどの程度出るかということによりますが、例年のペースでいきますと、おおむねこの予算上の財調の繰り入れはしないでも済む決算ができるのではないかと。取り崩しがあるとしても、ごく一部で済むだろうという見込みを立てております。そういう意味では、27年度決算ベースで16億3,000万円の残高、今後28年度、29年度の実際の財源不足額を充当するというを想定いたしましても、いわゆる財調の充足率7%、これが7億円というふうに見込んでおきまして、プラス必要な3億円を合わせた10億円の残高は29年度決算ベースで達成できるのではないかと。この見込みを立てているところでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それと、もう1点、これは中期財政フレームをつくったときの資料で、3カ年の収支状況ということで、決算ベースで書いてあるんだと思いますけれども、歳入歳出で27年度が歳入が184億3,000万円、歳出が185.7億円、28年度が歳入が168.9億円、歳出が174.5億円となっていますが、予算で見るともう歳出が約190億円ということで、まあこれは決算ベースでしょうから乖離が余計あるんでしょうけれども、平成29年が歳入が146.9億円、歳出が154.4億円で、3カ年の収支不足を合わせて14億4,000万円ということで積算をされておりますが、もう今年度予算がこれをかなり超えていますので、この収支不足額もかなり変わってきているんじゃないかなと思います。これを今現在で積算し直すとすると、この3カ年の収支不足、14億4,000万円がどのぐらいに推移されると、もし計算ができていんならお答えいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

中期財政フレーム3カ年の収支不足につきましては、今お話がありましたとおり、3カ年で14億4,000万円という推計を立てておりました。これにつきまして、今後の見込みということで、先ほど御答弁も申し上げましたが、平成27年度の決算につきましては、財調のほうの部分も収支不足分に充てる見込みはほぼないものと見込んでおりますが、これはこれからの特別交付税等、また決算状況によって変わるかもしれませんけれども、ほぼ解消されるという見込みを立てております。

そういった前提に立っての推計になりますが、平成28年度におきましては約2億円、平成29年には約4億円、合計いたしまして、収支不足合計といたしましては約6億円を見込んでいます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ということは、収支不足自体を見ると、計画よりかなり下回るということではないんですか。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

今後の部分といたしましては、収支不足はある程度圧縮されるものと見込んでおります。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 一般質問の答弁でも、今の財政フレームを27年度、28年度、まあ27年度がようやく終わろうとしている中で、公債依存度が計画どおりにならないということで、見直しをするというお話を聞いておりますが、それらと関連しまして、この後のその見直しはどういうふうに進められるのか。それと、これは27、28、29ですから、30年度以降、中長期という話も答弁の中で何か聞いたような気がします。そういうこの後の次期財政フレームの例えば

計画期間をもう少し長くとつたらいいんじゃないか、私はよく長くと言いますけれども、その辺の計画期間に対する考え方も含めて、現時点での考え方をお答えいただければ、よろしくお願ひします。

○副委員長（岡崎治夫君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えいたします。

ただいまの本市の財政状況、さまざまな基金の部分も含め、そして現状、私どもがこの厳しい財政状況の中で健全化を図っていく短期的な目安として中期財政フレームということで掲げてきた、そこについてのお話もありました。

お話のとおり、27年度から29年度、まずはこの中期財政フレーム、これを基本にしていくというこの考えは変わっておりません。実際に今、公債依存度が上がっている状況もありますが、まずはこれを一つの基本として守っていきたいというふうに考えていきたいと思っています。ただ、実際のところ、やはりさまざまな要因によってそこが達成し得ないということも発生をしておりますが、まずこの中で、フレーム自体、例えば今1年度過ぎる中で、そこでまず数値を上方修正するとか、そういうやり方は今回は好ましくないだろうというふうに考えています。いわば短期的な部分もありますので、これは一つのフレームとしてきっちり把握をしつつ、やはりそれを一つの基準とした中で、実際29年度終わった段階でどれくらい違っていて、その内容がどういったことの要因があり、またどういうふうにしていくことが必要なのかというふうな、そういった検証の仕方をしていく必要があるかなと思っていますので、見直しという部分については、やはり一定のこのフレームを基本とした中で最終的に判断、そして今お話ありましたように、次の財政の考え方というところに結びつけていきたいというふうに思っています。

したがいまして、今お話ありました、せんだっての答弁で申し上げます30年度からの中長期の財政計画、これについてはちょうど総合計画と完全に一致させていくということがまず一つ前提条件になりますし、総合計画の実効性を担保する、そしてそれを推進していくためにもこれは必要なことでありますから、まずはその最低8年というのが一つ総合計画上ありますけれども、場合によっては10年なりのスパンを一つ持った上で、その中で総合計画上は押さえでいくと、そういった観点で考えていきたいなというふうに思っています。期間としては、やはり長期的な見方、そして中期、あるいは短期的なというような部分、やはり長いスパン、市長が常々申しておりますけれども、10年先に立って今を見るんだというような視点も含めて、財政についても目標をその都度持ちながら進めていくという必要がありますので、そういった考えを基本に今後財政推計、あるいは計画を進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） まあそうですね、例えば公債依存度が14%超えそうだからといって、新年度から15%にしますとか16%にしますというんじゃないや余り意味がないんで、これが仮に超えたとしても、これに極力3年間近い数字になるように頑張っていくという方向性が私もいいのかな

と思いますので、ぜひこの計画を基本にして、まずは3年間、極力近い形でおさまるように御努力をいただければと思います。

ということで、次の質問に移ります。

次に、介護従事者新規就労定着支援事業というのが新規事業で出ておりますので、こちらについて何点かお聞きしたいと思います。

この予算説明資料を見ますと、介護従事者の経済的負担軽減と、高校生を対象とした介護職場体験を行い、不足する介護従事者の確保と定着を図るというふうに書かれております。その前提としまして、この制度を新設する背景の上で、国の介護にかかわる制度が最近何かそれぞれ改正されてきていますんで、その辺がこの事業にかかわる部分かと思っておりますので、まずはその介護関係の国の制度のここ最近の簡単な説明というか変化した部分、特に資格の部分を御説明願いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 阿部介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

介護福祉士の国家資格を取得するために、今までは専門学校や短大などの2年以上の養成施設を卒業するか、実務経験3年以上、もしくは福祉系の高校を卒業し、介護福祉士の国家試験を受験するという方法でありましたが、平成24年の介護資格制度改正におきましてホームヘルパー養成研修が見直され、ホームヘルパー2級研修相当の介護職員初任者研修が創設されたところです。また、ホームヘルパー3級研修は廃止され、ホームヘルパー1級研修及び介護職員基礎研修は実務者研修に一本化されました。それに伴い、介護福祉士の国家資格を取得するためには、まずは介護職員初任者研修を受講し、試験に合格した後、実務者研修を受講することで介護福祉士の国家試験の受講資格が与えられることとなり、介護福祉士の国家資格取得までの流れが明確となったところです。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで今、ホームヘルパー2級が介護職員初任者研修ということで変わったということで、そちらに対する貸付事業ということなんでしょうけれども、この新規事業の貸付事業の内容を詳しく御説明願いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 阿部介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

先日の十河議員の一般質問でもお答えいたしましたが、昨今の介護従事者不足を解消するために、未経験を要因とする介護離職を抑制することを目的として、介護従事者の基礎研修とされる介護職員初任者研修に要した費用の一部を貸し付けすることで経済的な負担を軽減し、新たに介護従事者を目指す方に介護知識や技術を習得していただくというものです。

新規に介護職に就労する方を対象として、介護職員初任者研修受講料の3分の2を貸し付けすることとし、受講料はおおむね10万円であるとのことから、7万円を限度としたところです。

貸し付けた受講料につきましては、研修受講後に市内の介護事業所へ就労し、3年経過された方については返還を免除する内容となっています。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それと、もう一つ、高校生介護職場体験推進事業、これももしかしたら一般質問でも多少触れたところがあるのかもしれませんが、より詳しくちょっと御説明願いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

本事業につきましては、次世代の介護職の担い手として期待される高校生に高齢者福祉に対する理解を深めてもらい、興味を持っていただくことを目的に、市内の介護事業所において高齢者介護の現場を見ていただくという内容であります。対象となる学年及び実施時期につきましては、今後各高校と協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） わかりました。

それで、その介護職員初任者研修受講貸付制度ということで、先ほど3分の2で10万円として7万円を限度とするということで、35万円ですから5人分の予算をとっているということなんでしょうけれども、ちょっと1つだけ確認、5人ということなんで先着5人ということで、仮に6人、7人になった場合は補正で対応するとか、そういう形なのか、新年度はあくまでも5人という枠で確定なのか、どちらなのでしょう。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷健康長寿推進室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

予算上は5人となっておりますが、1人でも多くの方が応募された場合は、補正予算などを組んで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、これは確認ですけれども、もう既に市内の介護施設に努めていらっしゃる介護職員の方はいっぱいいます。たまたま資格を持っていない方もいっぱいいらっしゃいます。これは新たに新年度この制度が始まって、今、介護施設に勤めていない人が新規に介護施設に勤めた場合が対象になるということでよろしいのでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷健康長寿推進室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

現に従事している介護職員への計画ではなくて、新規に就労していただける方への定着支援ということで事業を計画しております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは新しいので、いきなり変えろということにはならないんでしょうけれども、これは定着ということですから、多分この事業の意味としましては、今、介護者不足ですので、介護に勤めていただける方に資格を取っていただいて、まずその入り口の初任者研修に対して7万円を限度にお貸しして、3年間市内の事業所に勤めていただければ返還は要りませんということで定着を図るという意味は非常によくわかるんですけども、例えばこの制度が始まる直前に、ほんのちょっと前に市内の施設に介護職として入ったという人が、この制度直後に入った人と同じ介護施設にいるのに、この人は7万円当たるけれども、ちょっと前に入った人だって介護職は非常に足りないのに、定着してもらったほうがいいに決まっているんですけども、とりあえずそれは対象にならないという、ちょっと矛盾があるような気がするんですけども、これは今とりあえず新規という考え方で始まったので、これはこれでいいんですけども、やはりどうでしょうね、今たまたま資格がなく、介護で士別市内の職場にいる方にも同じように対象にしていくようなお考え方はないんでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷健康長寿推進室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

現に就労されている介護従事者への支援は、資質の向上ですとか定着に向けた支援など、非常に重要なことと考えております。現在行われている介護に従事している方への支援でありますけれども、介護サービス事業所においては、職場内研修とかキャリアアップのための国や道が開催する研修会への参加支援などを行っております。市としましては、介護職やケアマネジャーを対象とした研修会の開催でありますとか、地域ケア会議における事例検討会などを通じて介護職員の資質向上に努めております。

介護職員の確保と定着への支援はどちらも重要なことでありまして、これまでも市内事業所と意見交換を重ねてきた中では、募集をしてもなかなか来てもらえない現状の中、少しでも介護の仕事に興味や関心を持っていただいて、新規に介護に従事していただける人材を確保することが急務であるという結論に至りまして、まずは新規就労者の定着支援を目的に、この介護従事者新規就労定着支援事業を企画、展開することといたしました。

井上委員お話しのように、現に就労している介護職員に対する支援としましては、働きながら資格を取得できる国の教育訓練給付金制度でありますとか、介護人材確保対策などの周知を行ってまいりますとともに、国の制度活用以外にも、市としましても少しでも長く定着していただけますように、現に従事している介護従事者の定着状況や資格取得のための研修受講希望などの調査を行うとともに、新規就労者への貸付制度によるこの効果の検証も行いながら、今後事業所とも十分協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ新規は新規で非常に介護現場、従事者の不足というのも大きな問題ですし、また今勤めている人が、介護現場って非常に割と早くやめていってしまう、なかなか定着が少ないというのも事実ですので、これはこれでいいんですけども、今、既に働いている人でたまたま資格のない方も、資格を取りながら介護を続けていきたいと、スキルアップをしていきたいという方のいろいろな支援もあわせて今後進めていただきたいと思います。

ということで、次にいきます。

いきいき健康センター管理費に関する質問をさせていただきます。

今年10月だと思います、オープンに向けて今着々と工事が進んでおりますが、当初このいきいき健康センター、以前は指定管理制度を想定するというような議会での答弁もあったかと思いますが、昨年度、直営でやるんだということで報告を聞いております。この指定管理制度を結果的に選ばず市直営ですとなった経緯ですとか、今、北町の総合福祉センターは社協さんに、あれは指定管理で、していただいていますけれども、その辺も今後、いきいき健康センターに移ったときに、社協さんとの関係とか管理の方向というのはどのようになるのでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷健康長寿推進室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

いきいき健康センターは、今ある総合福祉センターの設置目的、対象者及び事業内容も異なります。建設に伴う市民会議及び運営にかかわる市民会議において、ここでも説明をしてみましたけれども、いきいき健康センターは単に北町の総合福祉センターの老朽化による建てかえではなく、また総合福祉センターで実施のいきいきデイサービスや老人クラブ交流会などの高齢者を対象とした既存の事業を継続するのみならず、健康長寿の拠点施設として高齢者の生きがいがづくりと社会参加、介護予防、市民相互の触れ合いを基本方針といたしまして、市民が主体となって企画、立案と参画によるさまざまな事業を展開する施設を目指してまいります。

また、センターの機能といたしましては、市直営で実施のサフォークジムや元気クラブなどの健康づくり教室の拡大、市の保健師や栄養士などによる健康相談や保健指導と、認知症予防教室などの健康学習の拡充、単位老人クラブの相互交流の活性化、それから隣接するぷらっとの有効活用、そして市民憩いの街なかサロンづくり、高齢者の生きがいがづくりなど、さまざまな機能を一体的に取り組むこととしておりますので、それら事業との調整と管理を含め、しっかりとした土台づくりをするために市直営といたしたところであります。

いきいきデイサービスと老人クラブ交流会については、引き続き社会福祉協議会に業務委託するとともに、いきいき健康センターは地域福祉の拠点と地域支え合いの拠点でもあることから、社会福祉協議会には地域福祉を担う中心的な団体としていきいき健康センター事業には積極的に参画していただけるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ということは、ちょっと確認ですけども、まあ市直営ですから当然市の

職員さんが何人か行くかと思うんですけども、そこにも今までどおり社会福祉協議会の職員さんも何人かが参加するというより一緒に管理という形で入られるということでもいいんですか。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

井上委員おっしゃるとおり、今、総合福祉センターで指定管理をしているところで総合福祉センターの業務であるとかいきいきデイサービスに従事しておられる社会福祉協議会の職員は、今のところそのままいきいき健康センターで従事していただくということを考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、ぷらっとを有効活用と先ほど御説明の中にありましたが、今、中心商店街振興組合の指定管理ということで、この10月まで多分振興組合の維持管理をしていただいているということになると思うんですけども、このいきいき健康センターがオープンしますと、今、市直営プラス社協の方々で運営管理をするということですが、このぷらっと、これのボイラーの管理、いわゆる技術的なものですね、今、中心商店街振興組合のほうで非常に熱心にずっと管理をしていただいています。結構技術的なものを含めて、しょっちゅう出向いてその管理をしていただいているようですが、そういったものを今後直営になった場合に、技術ですね、そういうボイラーは、ある日突然急にかわるというわけにいかないんでしょうけれども、そういったぷらっとの運営管理、維持管理というのをどういうふうに継承していくのかと。またそれを直営だから市の職員がされるのか、また別な方をお願いをするのか、そういった担当をどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

現在、中心商店街振興組合が維持管理しておりますぷらっとにつきましては、10月からはいきいき健康センターと一体的に管理していくことになっておりまして、管理者が変更になっても利用者が安心して入浴できますように、オープンする前の早い段階から専任の職員を配置しまして、現在指定管理者である中心商店街振興組合のぷらっと担当者からその維持管理技術の引き継ぎをしっかりと行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） そうすると、市の職員さんの誰かがその技術を継承されるんですか。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

市の職員が担当に当たるというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これは夜もありますし、土日もありますし、結構大変だと思うんですね。

それが本当に市の職員が直接できるのかできないのかちょっと疑問の部分があるんですけども、これ臨時職員なのかパート職員なのかという違いもあるんでしょうけれども、その辺はまだはっきり正直言って決まっていないということなんですかね。

○副委員長（岡崎治夫君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 井上委員お話しのとおり、風呂のボイラーの操作等の管理については、一定の技術を伴って管理していかなければいけないという事情は振興組合のほうからもよくお伺いをしているところです。それで今、市の職員の配置ということでもありますけれども、基本的に臨時職員の配置というような中で、今携わっている方から技術の継承をしっかりと受け継ぎまして、10月オープンの時点でも、先ほどいきなりできないでしょうということもありますので、10月以降も今の技術で携わっている方を継続雇用する中で、しっかりと技術の継承に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 突然お風呂がとまって沸きませんということにもなりませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、いきいき健康センター、今、北町の総合福祉センターで行われている事業をただ持ち込むだけじゃないんだと、更に広がりのある使い方をするんだということでありまして、サフォーク元気クラブとかジムとかいう話がありましたけれども、具体的に今後広がる利用内容で、先ほど御説明したこと以外も含めて今想定されるものがありましたら、ちょっと詳しくお答えいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

いきいき健康センターの主な利用内容についてでありますけれども、子供から高齢者まで多くの市民の方々にセンターを利用していただくために、先ほど申しあげました既存の事業の継続はもとより、いきいき健康センター運営にかかわる市民会議において検討され、市に提言のあった高齢者の生きがいと社会参加、市民憩いの街なかサロン、世代間交流を目的とした軽運動、各種講座、各種サロン、文化活動、娯楽、世代間交流など、さまざまな事業をたたき台としまして、今後は企画調整市民会議の中で実現をしております。

現時点で開催が決定している事業といたしましては、去る2月29日に開催をし、140人の市民が参加した、地域で取り組む楽しい介護予防講演会で紹介されました「ふまねっと」という道具を活用した市民の運営によるサロンが今のところ上げられています。今後も、このように市民参画のもとに事業が1つでも多く実施されるよう、企画調整市民会議において協議してまいります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、1つ確認です。今、総合福祉センターで行われています老人クラブ、ちょっと概要も若干触れてほしいんですけども、これはそのまま開設後も利用内容の変化はなく、このいきいきデイサービスで同じことをされると。デイサービスの内容も、基本的に利用料が1週1回で月2,226円となっていますが、この辺も含めて、今やっていることは変わらないということによろしいんですね。

○副委員長（岡崎治夫君） 阿部介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

総合福祉センターで行われている老人クラブ活動、それからデイサービスにつきましては、変わらず同じ内容で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、もう既にちまたのうわさなんですけれども、非常に人気が高く、市長のマニフェストで健康長寿の拠点ということで、非常に集まりやすい中央地区につくられたということで、皆さん、もうあそこを使いたいという要望がかなり殺到するんじゃないかとか、殺到しているんじゃないかといううわさが先行しているんですけども、現実に今総合福祉センターでは、幾つかの単位老人クラブが2つ、3つ単位ぐらいで集まられているかと思うんですけども、中央地区には結構それぞれの単位老人クラブがございまして、せっかく新しいので、ぜひあそこを例会場に移したいですとか、いろいろな定期的な利用を含めた要望が来るかと思うんですが、そういったものがまず可能なかどうかなのか、可能な場合はそれを調整しながらでも利用できるような形になるのかならないのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

いきいき健康センターでの単位老人クラブの定期的な利用についてでありますけれども、いきいき健康センターで実施される事業につきましては、先ほど申しあげました企画調整市民会議で企画をしたプログラムを実施することとしております。まずはこのプログラムを優先することから、単位老人クラブの例会などの定期的な利用は難しい状況であると考えますけれども、いきいき健康センターで実施されるプログラムの状況から、ほかの利用希望なども踏まえまして、企画調整市民会議において調整の上、空き部屋、空き時間があれば、定期利用以外での利用は可能と考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） まあとりあえずと言ったら失礼ですね、企画調整市民会議のプログラムがまずは優先だということですね。

それで、この健康長寿の拠点ということですが、御年配、御高齢者以外にも若い人から広く御利用できるということなんですが、一応健康長寿というまず大きなタイトルというかテーマがありますので、ここを利用するに当たって、それなりの範囲とか目的とか、例えば文化団体がそこでただ会議をやりたいから貸してちょうだいというようなことがあった場合、それがいいのか悪いのかって多分難しいと思うんですけども、そういった利用の範囲とか目的とか、使える規約的なものを今後つくらなきゃならないとは思いますが、もうできているのかどうかわかりませんが、その辺に対する利用の範囲ですとか、どういう目的なら使っていていいですよというようなことに関する考え方をちょっと教えていただきたいと思えます。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

いきいき健康センターで利用可能な団体、個人の範囲、目的についてでありますけれども、先ほどお答えしたとおり、いきいき健康センターで実施される事業につきましては、企画調整市民会議において企画立案を行い、毎月のプログラムを組んでいくこととしております。特定の団体や特定の個人による利用は想定しておりませんが、センターの基本方針に沿った利用であれば、先ほども単位老人クラブのところでも申し上げましたが、空き部屋、空き時間があれば利用可能というふうに考えております。

一方、1階のサロンスペースにある足湯だとか喫茶コーナーなどは、子供からお年寄り、それから障害のある方など、どなたでも気軽にお越しいただいて利用できる施設であるというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、あいていけばいいよということなんでしょうけれども、利用料ですね、これからサフォークジムとかサフォーク元気クラブとか、今、既にやっている北町での老人クラブさんの活動もこの新しいいきいき健康センターに移られる、それぞれいろいろな利用形態があると思うんですけども、そういったここを使うことに対する利用料というのを、原則無料なのかどうか。さっきのいきいきデイサービスは月幾らと決まっていますけれども、それ以外の部分で利用料が発生するのかわからないのか。入浴も健康管理の一つと考えれば、例えばサフォークジムをやった後、入浴をしていっても、含めて幾らなのか、例えば無料なのかとか含めて、その辺の利用料に関する考え方は今どようになっているんでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 米谷室長。

○健康長寿推進室長（米谷祐子君） お答えいたします。

いきいき健康センターにおける利用料についてでありますけれども、ぷらっとのみを利用する一般入浴者につきましては現行どおり有料となります。一方、健康長寿を目的としたいきいき健康センター開催のプログラムと、市が主催の介護予防事業に参加していただいた場合は、

ぷらっとの入浴料は無料にすることを検討しているところでもあります。

先ほど、いきいきデイサービスが有料というお話があったんですけども、このいきいきデイサービスについては無料とならず、そのまま継続の有料になるんですけども、この対象者が要介護認定で非該当というふうにされた方で、社会的な支援を要する方というふうな対象の決めがありまして、老人クラブであるとか市の介護予防教室に1人で行けない方であるとか、閉じこもり防止とか、そういう認知症の予防が必要な方を対象にして、バスの送迎があつて、10時から3時ぐらいまでのサービスを提供する、その内容が看護師の健康チェックでありますとかレクリエーション、市民の活動、介護予防ということで、介護保険のデイサービスとほぼ同じ内容であることと、この事業も介護保険の地域支援事業の位置づけであることから、同等のサービスの提供ということで利用料の設定をしております。

いきいきデイサービスは、土別市内の総合福祉センターで社協に委託する部分と、朝日地区で特別養護老人ホーム美土里ハイツにも委託しておりまして、この2カ所で行っていて、両方もサービスの利用料は同等というふうの設定をしているところでもあります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） わかりました。ただ、ちょっと市民に対する説明というのをきちっとわかりやすくしてほしいというのを一つお願いしておきます。というのは、いきいきデイサービスとかサフォークジム、入浴も含めて健康管理、長寿管理だということで、プログラムを受けた後の入浴は無料なんですけれども、同じ人が次の日お風呂で来たら、これはただの入浴だから有料だよ。だから、斜めに見ちゃうと、いわゆる公的サービスを受けた人はお風呂は無料だけれども、公的サービスを受けない人はお風呂が有料になっちゃうという見方もできますんで、そうとられないように、きちっとその辺の関係を整理していただいて、市民から苦情が来ないような考えをぜひしていただきたいと思います。

それともう一つ、以前遠山議員の一般質問の中で触れられましたが、このいきいき健康センターの前面にある市道ですね、あそこのカーブが非常に危ないんじゃないかということで御指摘がありました。その後どのように改善策をとられたのかお答えいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

前面に隣接する市道のカーブの対策についてであります。車が走行しやすいよう、カーブの内側部分の道路を広げ、カーブを緩やかにいたします。また、警告表示板の設置場所については検討中ではありますが、この先がカーブとなることを知らせる警告表示板の設置と、カーブに向かって正面に位置するいきいき健康センター南側の壁面にカーブ表示板を設置することで、カーブを事前に警告し、事故防止対策をしたいと考えております。万が一、車がカーブを曲がり切れなかった場合の対策といたしまして、車が建物に突入しないよう、カーブの外側にコンクリート製の防護柵を設置いたしたいと考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 健康長寿で皆さん集まれるわけですから、そこで接触事故が多発するなんていうことになっては本末転倒ですので、ぜひ今の対策を含めて進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

それでは、最後の質問をします。

公営住宅等長寿命化計画策定事業ということで、これも新規事業であります。こちらについて何点かお尋ねしたいと思います。

公営住宅ストック長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげるための計画の策定を行うと書かれております。事業費が840万円ということです。ちょっとその前段に、これをつくる前の流れの私なりの理解なんですけれども、ちょっと確認しておきますけれども、もともとこれは平成20年3月ですね、士別市公営住宅ストック総合活用計画というのがつけられました。これは士別市における良質な公営住宅のストックの目標推進方針を定めるとなっておりまして、これは計画期間が平成20年から29年の10年間を計画期間として、平成30年から39年までの10年間を構想期間とするという非常に長い計画で、これでずっと続くのかと思いましたが、平成21年3月、このストック総合活用計画が出た1年後に、国交省から公営住宅等長寿命化計画をつくれという策定指針が出まして、公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を実現する上で、公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげるというのが1年後に出たので、それで、本当は長い計画だったのに、23年3月に士別市公営住宅等長寿命化計画というのが出ました。この間を飛ばしますと、20年から3年後につくり直したというふうに、この国交省の指針の中でこういうふうになったと私は理解していますが、その辺のことをちょっと、それでいいのかどうか含めてもう1回確認したいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 峯垣建築課主幹。

○建築課主幹（峯垣智剛君） お答えします。

平成19年度に策定いたしました公営住宅ストック総合活用計画では、居住環境の改善など、既存公営住宅の建てかえを主とした総合的な計画を策定しておりました。その後、老朽化した公営住宅ストックの効率的な更新や点検管理による長寿命化を推進するため、国土交通省から21年3月に公営住宅等長寿命化計画策定指針が示されたことを受け、22年度に公営住宅ストック総合活用計画を基本とした公営住宅等長寿命化計画を策定し、当市の公営住宅施策の中心となる計画を移行したところであります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 間違っていなかったということですね。

それで、今の本市の公営住宅等長寿命化計画、23年の3月にできていますけれども、これを

見ますと、公営住宅の長寿命化による更新コストの削減に配慮しつつ、効率的、効果的なストックの活用手法を定めることを目的とするということで、これはまた同じように、先ほどと似たような計画期間で23年から32年、それから構想期間が33年から42年ということで、前半後半と合わせると20年間ということで非常に長い計画になっているんですけども、23年で20年間の計画なんですけれども、新たにまた策定するという事なんですけれども、その辺の経緯をお知らせいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 峯垣主幹。

○建築課主幹（峯垣智剛君） お答えします。

平成21年3月に示されました国の策定指針において、計画期間は10年以上、計画内容は社会情勢の変化、事業の進捗状況に応じ5年ごとに見直しを行うとされておりますので、新たな計画を策定するわけではなく、平成22年度に計画されました長寿命化計画の内容について見直しを行うものであります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 見直しをするということですね。それで、非常に人口減社会含めて、今までの考え方、長寿命化一つ含めて、やはり今後含めて、ある程度かなり変えていかなきゃならないんじゃないかなという部分も少なからず私は思うところがあるんですけども、その辺、今後新しく見直しするという部分で、今後の長寿命化計画に対する想定される一つの方向性ですとか、今後強調して入れていくべき内容というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 佐々木建築課参事。

○建築課参事（佐々木誠君） 長寿命化計画の策定当時は、入居者の需要も多かったために、主に建てかえを行いながら管理コストを減らす計画となっております。しかし、ここ数年、入居者の需要が減り、空き家も増えてきたことから、建てかえの予定を見直すことも視野に、団地の集約や既存ストックの改善、公営住宅以外への再利用などを検討し、管理戸数など今後の人口減社会に合うように適正に見直す予定です。

実際の計画の見直しに当たっては、入居者アンケートや説明会を行い、入居者の希望を酌み取りながらも、建てかえを減らす方向性や規模の縮小に理解を求めるとともに、既存住戸の改善によるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの対応など、今後の社会環境の変化に対応できる整備手法により計画を見直す予定となっております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 本市の場合は、人口の割に公営住宅が多いというお話も聞いています。それともう一つ、以前に、特に新しい公営住宅は人気があつてなかなか入れなかったという部分があつたんですけども、その辺も一定程度解消に向かつていて、そんなに公営住宅は、この23年度当初の計画よりは戸数はある程度若干減らしても問題はないという認識なんでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 峯垣建築課主幹。

○建築課主幹（峯垣智剛君） お答えします。

当初の長寿命化計画策定当時の平成22年度では、公営住宅の募集の倍率につきまして約2.3倍程度ございました。平成27年2月現在の抽選倍率は平成27年度で約0.7倍となっておりますので、ある程度需要は平準化されたと思っております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 0.7倍ということは、大体申し込むとほぼ入れるという状況と認識しているんですか。

○副委員長（岡崎治夫君） 峯垣建築課主幹。

○建築課主幹（峯垣智剛君） 各団地によって、新しい団地、古い団地ありますので、新しい団地が倍率が高いということはありますので、逆に古い団地に対しては、募集をしても申し込みがないという場合もあります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） かなり充足されてきたということで、大きな見直しを多分されると思います。

それで、28年度中に公共施設マネジメント計画というのを策定されると思います。それは公営住宅も含めて公共施設の見直し、全体で床面積をどれだけ減らそうとか、どの範囲ぐらいまで縮減していこうとか、いろいろなことをこれからあと1年かけてつくられると思いますが、それと当然これは連動して、ちょうどでき上がる年度が28年度ですから同じだと思っておりますので、その辺の整合というのはどのように行っていくのでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 佐々木参事。

○建築課参事（佐々木誠君） 公共施設マネジメント計画は、市が保有する全ての公共施設を対象として、公共施設のあり方の基本的な方針を定めるものであり、公営住宅についてのマネジメントも含まれるものです。28年度において見直しを予定している公営住宅等長寿命化計画は、公共施設マネジメント計画にのっとって実施されることから、27年に見直しを行う予定でしたが、長寿命化計画を1年伸ばし、28年度に見直しをすることで、マネジメント計画と歩調を合わせ、連携をとり策定していく予定でございます。

具体的には、公共施設マネジメント計画では335の施設に対して今後の方向性を検討する内容となっておりますが、そのうち30施設——公営住宅なので30団地となりますが——を占める市営住宅及び特定公共賃貸住宅では、現在1,110戸、196棟から成り、多数の建物を管理しておりますので、公営住宅長寿命化計画と公共施設マネジメント計画の整合性を図ることはもちろんなんですが、適正な管理戸数や維持管理方法、修繕改善計画などの見直しについては、最上位計画である総合計画に反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） わかりました。減らせばいいというものじゃないですけども、今後、本市の総合戦略含めて、想定する人口規模も既に目標として出ていますんで、それと連動した中で公共施設マネジメント計画、そしてこれは国がつくれというのもありますけれども、ただつくるんじゃなく、公共施設マネジメント計画の目的ときちっと連動した中で見直しを進めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○副委員長（岡崎治夫君） まだ総括質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時30分休憩）

（午後1時30分再開）

○副委員長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、通告のとおり5項目について質問をさせていただきます。

午前中の井上委員の質問と多少重複する点があるかと思っておりますけれども、平成28年度予算における財政指標についてお伺いいたします。

さまざまな政策課題を着実に進めていくためには、限られた財源の中で財政の健全化を保ちながら、計画的かつ効率的な財政運営を行うことが求められております。そのためにも、財政に関する指標を常に把握することが必要と思っておりますので、そこで平成28年度予算における財政力判断の目安となる健全化判断比率の推計値についてまずお伺いをしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

健全化判断比率の4指標について、平成26年度の決算数値から平成27年度の決算見込み、更に平成28年度当初予算時での推計数値について御説明申し上げます。

まず、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、この2指標につきましては、平成26年の決算数値ではともに数値はございません。更に、27年決算見込み、28年の当初予算時の推計、その数値ともに発生しないものと推計いたしているところでございます。

次に、実質公債費比率でございます。こちらにつきましては、平成26年度の決算数値でございますが、15.0%ございました。こちらにつきましては、平成27年度決算見込みの数値でございますが、14.7%、平成28年当初予算時での推計でございますが、こちら15.0%ということで推計してございます。

最後に、将来負担比率でございます。こちらにつきましては、平成26年度の決算数値で139.1%でございました。こちら、平成27年の決算見込みでは146.2%、更に平成28年当初予算推計時におきましては164.8%程度まで上昇するものと推計しているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今回の数字の中で、実質公債費比率なんですけれども、推計では15%ということで今お聞きいたしました。議論の中で、これから大型事業をやる上で、将来的に20%に近くなるという推計もあるわけなんですけれども、ここでお尋ねしたいのは、早期健全化基準は25%ということで、まだ相当数字が高いんですけれども、18%以上で新たに起債を起す場合、北海道の許可が必要とされていますということになっておりますよね。この点なんですけれども、これはあくまでも印象なんですけれども、例えば金融機関に融資の相談に行ったときに、今までは比率が低いですから、窓口あるいは融資担当課長の判断で融資ができた。これは北海道の許可が必要だということになれば、制度的にこれからはその時点で、まだ先の話になるかもしれない状態になるかと、これはあくまでも印象なんですけれども、この点についてもし全く判断が違うということであれば指摘をいただきたいんですが、この点について見解を伺いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

ただいまお話のありました実質公債費比率18%の基準に際して、実際起債の制度上としては許可という形に変わるわけではございますが、その件につきましては、まず起債の発行に際しましては、現状といたしましては地方公共団体の自主性を高めるという観点から、起債発行に際しては原則自由化されているものでございます。その一方で、地方債の全体の信用の維持のため、地方財政法上において制限をつけて許可制度というものを適用し、実質公債費比率が地方財政法上では18%以上のもの、健全化法上では35%以上で制限をつけて許可制度というものを適用し、原則起債発行については禁止という考え方になります。また、起債の同意等基準というものがあるんですが、こちらにおいて実質公債費比率18%以上になった団体については、起債の発行に関しましては公債費負担適正化計画の策定が義務づけされます。

こういった部分から考えまして、18%になるということにつきましては、現状の協議的な形で原則自由に発行できるという考え方から、原則禁止という形の許可制度下に置かれるということから考えまして、当然注視しなければならない基準と考えておりまして、大変重いものと受けとめております。

なお、これにつきましては、実質公債費比率が制度化された時点からこの考え方をもちつつ、この基準については当然意識しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

この4つのほかに経常収支比率というのがありますけれども、予算の段階で推計するというのは難しいんだというふうに思いますけれども、本市の場合は26年度決算で94.3%という数字が出ております。一般的に75%程度におさめることが妥当であると。更には、80%を超えると弾力性を失いつつあるというふうに言われていると思うんです。そこで、弾力性を失いつつある、要するに硬直化が進んでいるということであれば、政策予算的な確保が難しくなる。逆に言えば、経常的な支出の人件費、あるいは公共施設の維持管理費も含めてですけれども、この経常的な支出が増えてくるということですから、今後人権費を見直すという、下げるわけにもいきませんので、ほかにこの財政硬直化を進めない、この比率を下げる方策を今の時点でお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 経常収支比率につきましては、委員お話しのとおり、考え方として義務的な人件費、それから扶助費ですとか公債費、こういったものに充てる経常的な一般財源がどの程度の割合があるかという数値でございます。そういう意味では、この数値が低ければそれだけ自由に使えるお金があるということになりますので、政策的な判断をする上でも弾力度があるということになるわけですけれども、一般的にこれまで80%を超えると弾力性を失いつつあるというような指標、それに対して本市は94.3%ということで高い数値になっているわけでありまして、類似団体等の平均を見ますと道内では90.1%ということで、他の市についても非常に高い数字になりつつあるというのは現状にあります。

そういった意味では、従前と違う点としては、この弾力度を失いつつある要因として、もともとは借金、起債のできる割合、これは75%程度が一般的であったわけですけれども、これが全国の自治体の財源確保が厳しいということで、そのためにその充当率をかき上げして財源対策債ということで上乘せしていくと。そういったことによって、借金額は増えるわけですけれども、政策的な事業を実施する上では、ある程度一般財源が多くなってもできるような仕組みになっているということも要因としてあるのかというふうに思います。

そこで、お話にありましたように、こういった経常収支比率の改善に向けた取り組みとして、例えば人件費の部分で申し上げますと、職員の適正化計画の見直しというようなものを実施してきておりますし、公債費の借金の返済については、特別会計において特例の借りかえで安い金利に振りかえる、もしくはそういった償還の平準化を図るというような借りかえもしてきているところでありますし、民間活力の導入という点で言えば、これまで指定管理の導入、近年においてもコスモス苑、桜丘荘、それから朝日農業者トレーニングセンター等についても導入を図ってきたという経過もございます。このほか、電算化においては、登記事務等を電子申請することによってコストを抑えるということを行っています。あと、第三セクターの見直しという点では、その目的を達した土地開発公社等についても解散をしてきているというようなこ

ともあります。もちろん事務経費の節減ですとかコスト意識の徹底という意味では、例えば電気料についても間引き点灯ですとかこまめな消灯、こういった点、それからコピー料等の縮減等にも取り組んできたところでもあります。

一方で、歳入についての確保を図っていくという観点から申し上げますと、使用料と受益者負担の適正化を図る上で、結果として収入確保に結びついているという事例ですとか、本市にとっては市税等の収納率は非常に高い数字になるわけですが、こういったものを維持していく、それから公有財産の有効活用という点で申し上げますと、例えば遊休地については計画的に処分していく、もしくは車両等についても下取りにとれないような古い車両についてはインターネット公売で売り払いをしていく、こういったことにも取り組んでおりますし、このほかふるさと応援寄附金等についても、カード決済をすることによって利便性を図って、より寄附金の増収に結びつけるというような取り組みもしてきているところでもあります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） さきに手数料、利用料の均衡を図るということで見直しをした結果、若干手数料なり利用料収入が上がるということでもありますけれども、これは均衡を図るという大前提で見直しをしたわけで、今後、財政的に市民に大きな負担をかけない、そんな工夫をしながら進めるべきだということふうに思います。

次の質問に入ります。

次に、甜菜の作付振興事業について伺います。

てん菜は、畑作経営の安定化と、更には輪作体系の確立に欠かせない作物であります。更に、本市には今年で操業80周年を迎えた日甜士別製糖所があります。この工場の経済効果も非常に大きいと。士別製糖所が将来にわたって継続され、更には農業者の農業所得確保のためにも、ビートの安定した作付面積の維持拡大が必要だということで、従来から本市については振興策について、毎年手厚い予算措置をしながら振興に努めてきております。更に、全道的に見ても、市長が会長を務めています北海道てん菜振興自治体連絡協議会を通して、全道的なてん菜の振興の中心的な役割を本市は担っている、いわゆるビートのまちと言っても過言ではない状況であります。

そこで、てん菜作付振興事業のうちてん菜作付委託促進事業について伺いますけれども、平成27年の予算審査特別委員会で、移植及び直播の播種作業について補助率を従来の3分の1から2分の1に引き上げられております。そのときの質問の中で、安定した生産面積を確保するためには、収穫作業が3分の1のままということでしたから、収穫作業についても同じく補助率を引き上げるべきだという提言をさせていただきました。市としては、以降、甜菜振興会とも十分協議をして検討をしたいということでありました。その検討の経過と、検討の結果についてまずお伺いしたいと。

○副委員長（岡崎治夫君） 寺田農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（寺田和寛君） お答えいたします。

3分の1を2分の1ということでの御意見、御提案をいただきまして、その中で協議をしていくということの内容についてでありますけれども、士別市甜菜振興会の役員会の中で協議をしていただきました。作付面積の拡大、確保を考えると、高齢や労働力不足によって経営規模を縮小したり、機械の老朽化から切り替え時期にてん菜作付をやめてしまうことを防ぐためにも、労働力が必要な春作業に重点を置いた助成、または生産面積の助成を中心に考えていくべきではないかという意見が出されております。

収穫作業の状況につきましては、平成27年産は結果的に糖度、収量とも例年を大きく上回りましたが、収穫時の長雨の影響で、受託をされている農業者の方が、委託をお願いしている農家さんの予定のとおりには収穫ができなかったりですとか、受託農家さんの受託面積についても大きくなり、飽和状態になりつつあるということが報告をされております。

収穫作業を考えたときに、収穫機械のない生産者の方、受委託に頼るだけではなく、農協の機械リース、農業者間の機械のリースなどで作業を行うことができないのかということも検討をさせていただいております。しかしながら、農協の機械リースについては、台数の問題がありなかなか借りることができない、農業者間のリースでは、使う場所によってはセッティングですとか、使う側の農家さんの問題等があり難しいということが上げられております。その中で、これから先、JA、日甜、そして市が中心となって、収穫機械を導入して作付者の収穫意向に対応できるような受託の組織化、もしくは育成などの支援策も検討していかななくては、これから難しくなっていくのではないかということになっております。

これが一応協議をさせていただいた経過となっております。しかしながら、限られた財源の中で、支援策として生産者の意向を最優先として取り組みを検討していただきながら決定していただいた経緯なんですけれども、収穫時に対する助成の上乗せについては意見が出されませんでした。しかし、委員から御提案をいただいております内容について、市からの投げかけ方だとか議論が足りなかったのではないかという部分もありますので、平成29年度に向けて、平成28年度までの作業受委託の契約面積ですとか状況などの確認を行いながら、その中で精査をして、委員提案の内容などもしっかり生産者の方へ提示して協議していただく中で、助成体系を構築していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 面積拡大のためには、いろいろな振興策を打って広角的な実績を上げることが大事なんで、相談の仕方はいろいろあると思うんですが、ぜひ再度協議会とも相談をしていただきたいと。

ちなみに、今年作付予定面積なんですけど、昨年実績と比較して増加するんでしょうか。出ていますか、面積。

○副委員長（岡崎治夫君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 2月末で取りまとめた部分なんですけれども、昨年実績を上回って、730ヘクタールが今年目標面積として予算編成あるいは甜菜振興会の役員会の中で打ち合わせしていた面積なんですけれども、その部分については何とか近づけるような見込みとなっております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次の質問に移ります。

種子馬鈴しょの採取圃の設置事業の内容について、まず確認をさせていただきたいと。

○副委員長（岡崎治夫君） 井出経済部次長。

○経済部次長（井出俊博君） 事業の内容につきまして御説明をさせていただきます。

この事業につきましては、管外産の種子バレイショと土別産の種子バレイショの価格差を、作付面積、それから反収に換算をさせていただきまして、その反収、10アール当たりですが、10アール当たり1万円を限度として作付面積に対しての助成を行っているというような事業の内容となっております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 生産面積拡大の方策についても、これも26年の決算審査特別委員会において発言をさせていただきました。本市では、バレイショについては、本市にとって畑作に重要な作物でありますから、ぜひ生産の振興に努めてほしいと。更に、種子用のバレイショ、いわゆるカバー率ですけれども、食用バレイショの作付面積に対すると約60%程度のカバー率しかないんで、種子バレイショの作付振興に考慮してほしいという質問をさせていただきました。

この理由としては、いわゆる生産者の高齢化ももちろんありますけれども、種子バレイショについては国の防疫法に基づく審査を受けなきゃならないということもあって、非常に手間がかかるということで種子バレイショの作付面積が減少しているということで、今後とも種子バレイショの振興について効果的な施策が必要でないかということで質問をしました。市としては、種子バレイショ生産に有効な抜本的な対策のために、防疫体制を含め、JAや北海道など関係機関と協議をするとしていましたけれども、これも先ほどと同じように協議の経過とあわせてその結果について、結果といっても振興策に反映されていませんけれども、結果について含めてお願いいたします。

○副委員長（岡崎治夫君） 井出次長。

○経済部次長（井出俊博君） お答えいたします。

今、委員の御質問、御意見等あった中なんですけれども、バレイショにつきましては、本市の輪作体系の構築をするためには欠かせない作物というような位置づけでいるところでございます。この部分につきましては、年々バレイショの部分で減少している中で、特に食用バレイショにつきましては年々減少率が大きくなっているかなというふうにも考えております。その輪作体

系を維持するためのバレイショの面積を確保するためにも、やはり種子のバレイショの生産というものの、安定的な供給をするというようなことも非常に大事だというふうにも感じております。先ほどもありました種芋の土別のシェア率ですけれども、平成27年度でいいますと48%程度にまでなってきております。これらも含めて、やはり安定した供給が必要かなというふうにも考えております。

種子農家が減少した理由ですけれども、この部分につきましては、生産農家またはJAの青果の担当の方々といろいろと意見交換をさせていただいてはおります。その中でいろいろと言われているのは、先ほど委員からもありました高齢化ですとか、それから後継者不足、それから管理面でやっぱり労働や技術力が必要になるというふうな話があります。また、選果作業の部分につきましても労働力が不足しているというような課題等々が寄せられてきているところでございます。

このような中で、昨年の委員の決算委員会の際に御提言をいただいた具体的な対策の内容を含めて、この部分について十分な検討、協議がなされていなかったかなというふうにも考えておまして、それらのことによりまして施策に反映するに至っていないというふうにも考えております。この部分につきましては、今後、種子の生産農家との意見交換を更にまた行いまして、作付の面積の拡大や確保、それから作付の継続に当たって新たにに取り組んでいただけるような農家さんに障害となっているような部分、そういったことを検討して、新規作付または作付拡大につなげていきたいというふうにも考えております。

また、本年度、新たに設立されるというふう聞いておりますバレイショ部会もございまして、そちらのほうにも出向いて御意見をいただきながら、また主たる出荷先でありますJAのほうにも、バレイショの作付に対する方針等々につきましても意見交換等々を行わせていただきながら、具体的な対策について考えていきたいというふうにも考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 振興策については、相当結果が出るまで時間がかかるということですから、できるだけ早く振興策を打つ必要があるんだというふうに思います。それで、正式に議会の中で質問させていただいて、結果は別にして、その方向で具体的に協議をするということですから、そういう答弁ですから、これはしっかりやってもらわなきゃいけないというふうに思います。これは本年度について、先進事例の調査なんかも含めて、調査費ぐらいの予算計上はできないでしょうかね。

○副委員長（岡崎治夫君） 井出次長。

○経済部次長（井出俊博君） お答えいたします。

農林業水産費にはそのほかにもいろいろ経費がありますので、そちらのほうとちょっと内部で検討しながら、そういう対策についても検討したいというふうにも考えています。委員のおっしゃられるとおりにいくようにしていきたいというふうにも考えています。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 新たに予算措置をしなくても、農林業水産費の中で運用すると。そんなんでいいんでしょうかね。いいんですか。副市長どうなんですか。

○副委員長（岡崎治夫君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 先ほどのてん菜のことについても、ただいまの種子バレイショについても、今、担当次長、主幹のお話にあったとおり、極めてスピード感のない進め方だというふうに思っております。きのうの斉藤委員の中に、やっぱり我々の職員力といったようなお話がございましたので、そういったことをしっかりと肝に銘じながら、ただいまの大西委員のお話にあったそれぞれの事業について、もう一度しっかりと調査をしてその方策を出していくというようなことを、今年度の予算はこのように今提出して御審議していただいておりますので、いろいろな工夫をしながら進めてまいりたいというふうにしてまいります。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それでは、次の質問に入ります。

次は、有害鳥獣の処理対策事業について伺います。

駆除した鳥獣の処理については、平成29年度から北見農協連の化製場への処理委託に向けて、今年、有害鳥獣一時保管施設の新設を予定しているということですが、来年の4月以降、供用開始後、その運用、いわゆる運営の方法についての考え方についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 上川畜産林務課主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

有害鳥獣一時保管施設の運用についてですけれども、詳細な部分については現在詰めている段階ではございますが、現時点で想定している部分について御説明させていただきます。

まず、施設の供用開始につきましては平成29年4月1日からとします。保管能力につきましてはエゾシカを80頭程度保管できる施設となっております。受け入れの対象者につきましては、有害鳥獣捕獲従事者として許可を受けた者となります。受け入れる鳥獣はエゾシカとヒグマとしまして、士別市内で捕獲したもの及び車両事故などで収集されたものとなります。施設の開設につきましては、1日1回2時間程度と時間を定めることを現在想定しているところでございます。

また、受け入れからの手順につきましては、まず捕獲者が捕獲した有害鳥獣を開設時間の範囲内で一時保管施設に直接持ち込んでいただきます。持ち込まれた鳥獣につきましては、鉄製のパレットに入れて冷凍保管をしまして、施設で死骸の解体は基本的には行いません。一定程度集まった時点で、パレットごと委託施設に運び出しまして、1回の運搬当たりエゾシカを40頭程度運び出す計画であります。鳥獣は一般廃棄物でありますので、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を委託しまして、その運搬費用については市が負担をします。処理は北見農業協同

組合連合会が運営します化製場に処理委託をしまして、その処理費用につきましても市が負担をする予定でございます。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 供用開始後は委託をするということで、市直営でやらないという今説明でしたけれども、その委託先について今想定しているものはありますか。

○副委員長（岡崎治夫君） 鶴岡畜産林務課長。

○畜産林務課長（鶴岡明浩君） お答えします。

施設の管理につきましては、現在、委託の方向で進めているところでありますが、委託の業者の詳細についてはまだ決めておりません。施設管理委託を受託するために必要となる一般廃棄物に関する資格については、特に必要ない状況となっております。作業につきましては、パレットの移動でフォークリフトを利用、また作業従事者につきましては大型特殊免許とフォークリフトの技術運転講習の修了を必要としております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） まだ具体的に進んでいないということでありますけれども、例えば運送業者は専門的な業者の方に委託すると。それと一体的に施設の委託もするという考えもないでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 現地在朝日町で一時保管するという施設でありますから、そういった部分でいけば、運送業者との一体的な委託ということも検討の一つとして上げられるかと思うんですけども、また日常的に朝日町の中でその保管庫の管理をしていただくという部分でもし可能であれば、そういった部分も検討の部分としてはあるのかなと。分離するという部分と、一体的にという部分と、今二通り考えているところであります。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今の答弁ですと、一体的にやるのと、それから運送は運送、管理は管理ということでありますけれども、想定していないんで何回聞いても同じだと思うんですが、地元の個人あるいは団体があるわけですけども、考え方としてどちら、団体なんですか、委託先。

○副委員長（岡崎治夫君） 金部長。

○経済部長（金 章君） やはり安定的な運営ということになれば、個人ということよりは団体なり会社なり法人なりといった形になろうかと思っています。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） だんだん近づいてきましたけれども、これはわかりました。

それで、委託先なんですけれども、北見農協連の化製場について、内容ですけれども、これは27年の2定で谷口副議長が質問して、市長からある程度のことは答弁としてありました。改めてこの内容と、それから先ほど触れましたけれども、年間の処理委託頭数、それから委託料、それから何年間継続できるのかということと、それから北見農協連の化製場の規模ですね、これはそれに委託するという話を伺っているんですが、できれば写真なり映像でどんな施設なのか、あるいはレイアウトでどういうふうな工程で処理するのかということを説明していただければよかったです。全くわからないので、この内容について簡単に説明をしていただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

まず、処理頭数ですけれども、エゾシカの捕獲頭数につきましては、平成24年度、ピークに1,867頭でありました。その後、1,000頭程度で推移をしております。今年度につきましては1,000頭を下回るような見込みでございます。この結果から、今後の捕獲頭数についても1,000頭前後でというようなことが考えられますので、処理頭数も同様の1,000頭を最大の上限として考えているところでございます。

また、処理施設の規模ですけれども、まず有害鳥獣の処理を委託するところはオホーツク地域化製場エゾシカ化製処理施設というものでありまして、湧別町に設置をされております。運営する北見農業協同組合連合会につきましては、以前から湧別町で牛などの家畜を化製する施設を運営しております。その施設の隣接地に有害鳥獣用の施設を新たに整備をしまして、平成27年4月から供用開始しているものであります。施設で許可を受けているものにつきましては、エゾシカとヒグマが対象となっております。

施設の規模ですけれども、オホーツク総合振興局管内の18市町村から将来的な受け入れも含めて施設のほうを整備しております。現在は7市町村から受け入れをしていると施設のほうから伺っております。また、施設の最大処理能力につきましては、1日70頭程度を処理できまして、365日にわたってフル稼働しますと年間2万頭ほど鳥獣を処理できる能力を有しているということで伺っているところでございます。施設の27年度の運営計画につきましては、2,600頭を処理する計画でございます。

処理の委託の条件についてですけれども、士別市の廃棄物を市外で処理するに当たりまして、まず事業者との協議の前に、受け入れる市町村の同意が必要でありますので、まず湧別町と事前協議を行って了承を得ております。その了承を得た後、北見農協連と処理委託に関して協議を進めてきたところであります。協議した事項を確認するため、平成27年6月に協議てんまつを作成しまして双方押印し、士別市の有害鳥獣を受け入れて処理することを確認しております。その協議てんまつの主な内容につきましては、まず処理委託の開始については29年4月1日から、受け入れの処理期間につきましては、平成29年4月1日から平成39年3月31日までとする。それ以降については双方協議をするということになっております。受け入れ処理する有害鳥獣

はエゾシカとヒグマ、士別市が依頼した鳥獣は全量受け入れる。処理料金につきましては、消費税別で1頭当たり5,000円とする。料金に変更が生じる場合については双方協議するという内容で協議てんまつのほうを交わしております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 処理能力が、ここの化製場は単純に年間2万頭ぐらいだと。そこで、実績が2,600頭、そしてこの実績が来年度以降も同じだとすると、士別の1,000頭でしたか、持ち込むと3,600頭ということになるんでしょうかね、処理量は。それで、2万頭のところを3,600という捉え方でいいんでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

現在、7市町村から受け入れているものが2,600頭でありまして、今後同様に頭数が入ってくるということでありまして、士別市から1,000頭行けば3,600頭ということになると思います。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 2万頭で3,600頭ですから相当余裕があるということなんで、あとこの覚書等々もこれから取り交わすんだと思うんですけども、とりあえず何年間の契約になるんでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

まず、覚書につきましては、今後、北見農協連と交わす予定でございます。その内容につきましては、先ほどお話ししたとおり、協議てんまつに書かれた内容を書かせていただくということで、内容として交わす予定をしております。処理の期間に関しては、先ほどお話ししたとおり10年間を想定しておりまして、ただ委託の契約につきましては単年度になりますので、委託契約は単年度ごと契約を結びながら事業のほうを進めていくことになります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

その処理の方法についてなんですけれども、先ほど言ったように、27年2定で市長から報告がありましたけれども、再度、例えばそこで全部やらなくて、一部ほかのほうに処理を委託するとか、何かあったような気がするんですが、この点について確認をしたいと。

○副委員長（岡崎治夫君） 上川主査。

○畜産林務課主査（上川 学君） お答えいたします。

処理に関しましては、北見農協連のほうに全量持って行って処理をしていただくんですけど

ども、その処理の過程において、その施設から一旦出ることになりますので、その部分かと思っています。その処理方法なんですけれども、北見農協連のほうにこちらから鳥獣のほうを運び込んで、その処理については、鳥獣を粉砕して熱処理をかけます。脂を取り除いて乾燥させて粉末状の肉骨粉にしたものを室蘭市にある民間の処理会社のほうへ持って行って、燃焼処理をします。最終的にその燃焼して残った灰については、コンクリートに混合されて再利用されるというふうな内容になっております。施設で取り除いた脂については、施設のほうで特殊処理をしまして、施設の加熱用の燃料として再利用されるというものになっております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

次の質問に入らせていただきます。

次に、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の農業未来都市創造事業について伺いたいと思います。

総合戦略は、本市総合計画の重点プロジェクトに掲げておりますはつらつ産業プロジェクトの農業振興と、それからもう一つはこだわり交流プロジェクトの合宿の里について、計画期間、27年、昨年度から31年までの5年間の各種事業を推進して、更に今計画をしております次期総合計画にも反映をさせるとしております。そこで、農業未来都市創造事業の各施策について、一定期間ごとに実績数値の管理をしているというふうに思いますので、いわゆるK P Iの年度別計画に対して、28年度まで、これは一部推計になるんですが、数値をお伺いしたいということです。

その前に、K P I、いわゆる年度別の数値の管理、そして最終目標、いわゆるK G Iという言葉だと思うんですが、この辺の関連性というか、K P IとK G Iの関連性、今回の最終的な目標数値についてはK P Iなのか、あるいはK G Iなのか、この辺の確認をまずしたいというふうに思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 久光企画課主査。

○企画課主査（久光 徹君） お答えいたします。

まず、K P IとK G Iについて御質問がありましたので、この点について御説明させていただきます。

K P Iについてでございますが、こちらは日本語表記では重要業績評価指標ということになります。内容的には、計画なりプロジェクトを進める際に、その進捗状況、達成度合いを定期的に検証するために設定する指標でございます。

また、お話のありましたK G Iについてでございます。こちらは日本語表記では重要目標達成指標となります。こちらにつきましては、計画なりプロジェクトを進める際に、その達成すべき最終的な成果を定量的に示す指標とされているところでございます。

本市におけるこのK P IとK G Iについてでございますが、まずK P Iにつきましては、お

話のありました農業未来都市創造、合宿の聖地創造、これを5年間の中で進めてまいります、これを進めていくに当たって定期的に検証できる数値ということで、各施策にわたってK P Iの設定をさせていただいております。また、K G Iについてでございます。こちらにつきましては、この総合戦略というのは、大もとは国のほうで総合戦略を立てておまして、また国のほうでも一定の市町村が地方版総合戦略を策定する際の指針等も出されておりますが、この国の総合戦略及び市町村地方版総合戦略の策定の指針の中では、K G Iという言葉自体は表現的にはされていない状況にはあります。

一方、本市の総合戦略の中では、先ほどお話ししました農業未来都市創造、合宿の聖地創造、更にはこの2つの柱を進めることで7つのK、観光ですとか子育て、さまざまな分野に波及させることによって、最終的な5年後の数値目標というのを設定してございます。こちらにつきましては、全部で5項目ございまして、合計特殊出生率、有効求人倍率、高校卒業者地元就職率、健康な高齢者率、交流人口、こちらの項目の数値を設定してございます。更には、最終的に地方創生を進める中で、本市の将来展望、目標人口として2060年には1万1,000人ということで定めておるところでございます。いわば、今お話ししました数値目標ですとか将来的な目標人口が、本市の総合戦略においてK G Iというふうに言えるものというふうと考えてございます。

次に、農業未来都市創造におきますK P Iにつきまして、27年度の実績見込みについてお話しいたします。

農業未来都市創造、この事業の中においては、全部で11項目のK P Iを設定してございます。この27年度の実績見込みといたしましては、小学校の総合的な学習の時間における農業学習時間、こちら計画35時間に対しまして実績が35時間、農業後継者を含む新規就農者、こちらが計画11名に対して実績12名、短期移住体験者の延べ人数、こちらにつきましては計画500名に対しまして実績が640人、めん羊の新規就農者数、こちらが1戸に対しまして実績が1戸、めん羊の繁殖雌の飼養頭数、こちらにつきましては550頭の計画に対しまして実績が551頭、愛媛県立農業大学校ですとかトヨタ工業学園修学旅行等による農業体験者の数、こちらにつきましては計画200名に対しまして実績が356名、小中学校におけるふるさと給食の実施回数、こちらが計画7回に対しまして実績が7回、市の6次産業化推進事業補助金による支援件数でございますが、こちらにつきましては計画が1件に対しまして実績が2件、市の6次産品の新規販路開拓件数、こちらにつきましては計画1件に対しまして実績見込みが1件、I C T農業に関する研修者数、こちらにつきましては計画が100名に対して実績見込みが136人、マルかじりフェアやビートまつりなどの農畜産物地産地消に係るイベント参加者数、こちらにつきましては1万7,700人の計画に対しまして実績が1万8,200人となっております。

また、28年度におけるK P Iに対しての見込みでございます。こちらにつきましては、28年度の予算による施策展開、これを踏まえまして、現総合計画に掲載している農業未来都市創造事業のK P Iの数値を達成するということを目指す考えでございます。各項目の具体的数値と

しましては、総合的な学習の時間における農業学習履修時間が35時間、新規就農者が7名、短期移住体験者の延べ人数が600名、めん羊の新規飼養者が1戸、めん羊の繁殖雌の飼養頭数が600頭、農業体験者数が300人、ふるさと給食の実施回数が7回、6次産業化推進事業補助金による支援件数が1件、6次産品の新規販路開拓件数が1件、ICT農業に関する研修者数が100人、農畜産物地産地消に係るイベント参加者数が1万6,000人、こちらとなっております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今、推計というか、28年度の計画数字と昨年の実績を足して、今年、28年度末の数字ということになるんですが、例えば新規就農が今年の28年度末で19戸になる、昨年の実績と足してですね。それから、特徴的なことだけ言いますけれども、羊の新規飼養者が、これも今年の28年度末で新規で2戸になるという捉え方でいいんだというふうに思いますけれども、この中で、さっき言ったKPI、最終目標値というふうに捉えてもいいんだというふうに思いますけれども、これを5年間の計画期間で達成するというので、毎年その施策について市で予算措置をしながら進めているということでありますから、通常の事業期間と違って、例えばハードの部分について、農業研修施設、これはいつ計画実行するかわかりませんが、本来であればその研修施設の整備をして、更なる新規就農者の予算措置をしながらトータルの進めて、最終的にこのKPIの達成を目指すというのが本来のこの事業の目的でないかというふうに思います。

そこで、いまだに具体的な研修施設の構想、具体的な内容についてまだ聞かされておられませんけれども、これは事業年度内にやればいいというものではなくて、できればこの効果を出すためには、早い時期にこの施設をしっかりと整備をして、研修者の受け入れをして、できるだけ新規就農者をKPI、これに近づけるとというのが施策本来の事業の目的でないかというふうに感じるわけです。そういう意味では、その今の研修施設の整備についても、具体的にやって、これを最終年度とか、あるいは来年以降ということになると、本来の事業の目的から照らして、どうも首をかしげるところがあるということなんですけれども、この考え方についてどうなんでしょうか。私の言っていることが全く違うかも含めてお願いいたします。

○副委員長（岡崎治夫君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えいたします。

今、KPI、それからKGIというふうなことで、最終目標として設定しているのにどう向かうかということで、そのあり方については、やはり条件整備なり必要な環境を整えるということをやらないと、最終的にはそのKGI、最終目標のところになかなか行き着かないだろうということでのお話だと思います。

今、今般の地方版総合戦略ということで、私どものつくったまち・ひと・しごと創生総合戦略、これについては、2つの柱のうちの一つの農業については、やはり新規就農、あるいは後継者育成、更には雇用機会の創出なんかも含めた総合的な見地でということになってますけ

れども、今お話あった農業研修施設ですが、まだ具体的に作業は大きくは進んでいませんけれども、今お話あったように、早目にやはりその方針を出し、具体的な整備をしていくということで、K P I を逐次上げていき、また最終的にはその目標に達成するということ、おっしゃるとおりだと思いますので、できるだけ早くその考え方をまとめ、地域の皆さん、あるいは関係者の皆さんとの協議も含めて臨んでいくことが必要かと思っているところです。具体的に今まだそういった状況ですので、今後、今お話のあったことを含めて検討を進めるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 総務部長から概括的な考え方を述べられましたけれども、私から研修農場の考え方についてお話をさせていただきます。

現在、説明会等で受け入れ農家の部分について、何とか参加をしてもらえないかということでお願いをしているところでもあります。まずは体験で受け入れてもらって、そこから育成していくという形をとりたいというふうに考えておりますので、受け入れ農家で受け入れてもらう母体をつくってもらって、そこで1年なり2年なり研修を受けた人たちが就農に向かって更にステップアップするための施設としてその研修農場を位置づけていきたいなというふうに思っております。したがって、この3月末までに受け入れ農家の態勢をつくっていきますから、そういった中で、それとあわせて今後、新年度に向けてはその研修農場のあり方について早急に方向性を作成して整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 個人的には今経済部長のおっしゃることはわからんわけじゃないんですけども、私、全く逆だと思うんですね。研修施設を整備して、初歩的な農業研修、最初のスタート、入り口から学んで、そして研修先、農業者が受け入れてくれれば、そこに入って学んだことを生かしながら実践をしていくというのが本来でないかというふうに思うんですが、この点、見解が違うんですけども、どうでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 就農の新規参入者の受け入れが活発に行われている地域に行きますと、やはり当初は農業をやりたいということで来るんですが、その中で農家さんの中でいろいろな研修を受けている中では、自分は農業に向かないだとか、そういった部分が直接的に生産現場にいる中でわかって、早期に研修をやめて帰られるという方もいらっしゃるということなんですよね。まず農家さんが実体的にやられている部分について肌で感じていただいて、そして自分が継続的に農業をやっていけるかどうかと自信を持った段階でそういった次のステップに行くという部分が、他の市町村の例でいけば、そういった部分がうまくいっている例だということだったものですから、そういう部分を土別でも取り入れて進めていきたいなというふうに考

えているところです。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 微妙に合わないんですね。言っていることはわかるんですけども、そうであれば、例えば初めて農業をやってみたいという方がいて、入り口から基本的な基礎を学びたいという方は研修施設に入ってもらおうと。すぐ実践をして農業で実践を学びたいという人は、それは農業者に受け入れしてもらおうというような仕組みをつくれば、それは本人の希望、あるいはいろいろなカリキュラムを組む上でもそのほうが有効でないかと。偏るべきでないですね。私も経済部長も偏った言い方しているんで申しわけないんですけども、両立てでやったほうがいいんでないですか。どうですかその辺。

○副委員長（岡崎治夫君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 偏っているという言われ方をしているんですけども、一応今までの経過の中ではそういった形で検討を進めてきているということでもありますけれども、この期間の中でも、昨年富良野市が新たにそういう研修農場の整備を行って、今は体験者を数名受け入れて農家体験を進めているということで、いずれそういった研修農場の中で育成をしていくということなんだろうと思うんですけども、大西委員の入り口としていろいろな可能性を持った方がいいんでないかというお話もいただきましたんで、そういった部分を含めて、農協だとか普及センターだとか、そういった関係機関と協議をしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 最後に確認したいんですが、先ほどから出ている研修農場の整備事業、どこまで進んでいるか、これからのスケジュールも含めてお願いします。

○副委員長（岡崎治夫君） 井出経済部次長。

○経済部次長（井出俊博君） お答えいたします。

別の機会にもちょっとお話ししたような気もするんですが、今のところ、仮に想定を今しております旧多寄の学校の内部、その部分についてはどういうふうに研修農場として活用したらいいのかというような部分につきましては、改修費用も改めて算定をさせていただきながら、原案のところまでは来ておりますけれども、ただ先ほど部長からも話があったとおり、受け入れをするためには各地域の居住環境ですとかそういったところもありますので、あわせて今年度中にはできる限り方向性をはっきり出せるよう努力していきたいというふうに思っています。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 今年度中というのはあと2週間ということですか。

○副委員長（岡崎治夫君） 井出次長。

○経済部次長（井出俊博君） 失礼しました。28年度中ということで訂正いたします。すみません。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 以前から一般質問でも、農業を学べる環境をつくるべきだという質問をさせていただきます。そのとき初めて中多寄小学校が閉校になるということで、あそこの施設については耐震化も完備しているということもあって、農業研修施設に生かしたいということで答弁をいただきました。そして、それ以降、何回質問しても同じ答え。全く進んでいないという気がするんですよ。それはいろいろな事情があるんだと思いますし、いろいろな方の意見もお聞きしているんだというふうに思いますけれども、先ほど申し上げたように、この創生事業についてはKPIを達成する上での手段としていろいろな施策を展開しているわけですよ。そういう意味では、この5年間のうちにこの施設をやればいいということではなくて、早目にやって5年のうちにできるだけその効果を上げようというのが本来の事業の姿だというふうに思っているんですよ。ですから、今年度中というからもう少しで結論が出るのかなというふうに理解したんですが、28年度中というのはまだ28年も始まっていないのに、それはちょっとゆっくりしすぎるなという感がありますけれども、再度お伺いします。

○副委員長（岡崎治夫君） 金部長。

○経済部長（金 章君） 以前、中多寄小学校も一つの候補地として進めているということで、そういった部分では農協だとか、あるいは農業委員会の委員さんだとか、そういった方々との受け入れ態勢の整備に向けていろいろな協議をさせていただいたときにも、そういった中多寄地域がいいのかどうなのかというお話も出ている状況でもありますので、そういった部分を含めて検討をしなければならない。あるいは、それぞれ将来的に入っていく地域に育成をする場所をつくったほうがいいんじゃないかとかという意見も、例えばそれが多寄地域だとか、上士別地域だとか、そういったところで将来的に居抜きで入っていけるようなところで、身近で新規就農者を育成して行って、そこで定着を図っていったほうがいいんじゃないかとか、いろいろな意見を聞いているので、その部分についてちょっと整理をさせていただきながら、先ほど話した受け入れ態勢の整備とあわせてそういった部分の一定の方向性が見られれば、受け入れ農家の状況が見えてくれば、その部分とあわせてまた個別に受け入れ態勢と研修農場の整備を検討していきたいというふうに考えておまして、それが28年度、先ほど話したとおり、3月までに受け入れ農家の態勢がおおよそ決まってきますので、新年度が明けたら研修体制についても、カリキュラムと同時にきめ細かく新規就農者のニーズに応えられるような体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 何回も同じことを繰り返しているようではございますけれども、いろいろな場面で、あるいはいろいろな協議会でその皆さんの意見を聞いてそれを具体的に反映させていく、これは大事なことだと思うんです。その中で、中多寄小学校の跡地でいいのかという意見もあったと。それは当然だろうと思うんですけれども、私がお伺いしているのは市の考え方はどうなんですかと言っているんで、その辺ちょっとお願いします。

○副委員長（岡崎治夫君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 現在までの状況については、今、経済部長がお話したとおりであります。以前から中多寄小学校というお話をしております、中多寄小学校がその向かう方向として候補地といたしますか、そこが一つの大きな想定する地域であることは間違いありませんけれども、今言ったように、そこを基本としながらも、いろいろな御意見等々をしっかりと伺っていきながら、そういった施設をつくると、これから長きにわたって効果を果たしていかなくやならないという施設でもありますので、方向性を間違わないように、またそんなに時間をかければよいというものでもありませんので、早急に方向性が見出せるようなことをやっていきたいというふうに考えます。

○副委員長（岡崎治夫君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 基幹産業は農業ですから、これだけ農業者が高齢化によって減少しているという傾向の中では、何とか新規就農者を増やししながら、この基幹産業農業を守っていききたいという思いは私どもも同じでありますから、しっかりその辺議論をしながら、できるだけ早くタイムリーな施策を打っていただけるようお願いをして、私の質問を終わります。

○副委員長（岡崎治夫君） まだ総括質疑が続いておりますが、2時55分まで休憩をいたします。

（午後 2時28分休憩）

（午後 2時55分再開）

○副委員長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行いたします。

谷 守委員。

○委員（谷 守君） それでは、通告に従いまして総括質疑をさせていただきます。

まず初めに、自分も議員になりまして、来月、4月でちょうど丸2年という形になります。まだまだ行政用語、独特のものを理解していないところではありますけれども、できるだけ的外れな質問にならないようにやっていきますので、ひとつ温かい柔軟な対応でお願いしたいと思います。

今回私が通告いたしました中期財政フレーム、国民健康保険事業特別会計ということで、2つ通告しました中身というのは、さきの午前中の井上委員、そして昨日の斉藤委員とダブるところもありますけれども、できるだけそのダブる部分は省きまして、それ以外の形でお聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず、1点目の質問であります。

（1）の財政調整基金云々につきましては十分出ましたので、（1）については省略したいと思います。

公共施設マネジメント計画についてということでもありますけれども、まず28年度予算書の中で、財産管理費の普通財産環境整備事業443万5,000円、公共施設マネジメント計画策定事業

1,178万5,000円となっておりますが、まずはこの内訳について御説明いただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、平成28年度の予算で計上してございます普通財産環境整備事業についてでございますが、こちらにつきましては東7条北8丁目の旧教職員住宅の解体工事として303万6,000円、それから旧ふれあいセンターの解体延期に伴う措置といたしまして52万円、合わせて443万5,000円を計上しているものでございます。

もう1点、公共施設マネジメント計画策定事業費1,178万5,000円の内容でございますが、こちら、27、28年の2カ年事業の来年度は最終年を迎えるわけでございます。その最終年の経費でございますが、実施する内容といたしましては、公共施設マネジメントの基本方針、更に基本計画、それから公共施設等管理計画の策定を予定しているものでございます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。

それでは、この士別市総合計画実施計画というこの3年分で出されているものがあると思うんですけども、この中では従来の実施計画、28年度の予定では、普通財産環境整備事業で2,450万円程度の計画をしておりました。実態は今お聞きしました443万5,000円ということで、2,000万円ほど少なくなっているという形になっておりますけれども、その少なくなった要因というのを教えていただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、総合計画においてお示ししておりました2,450万円でございますが、こちらにつきましては、平成28年度の予定といたしましては、旧教職員住宅のほか、昨年度供用開始いたしました旧鍋島医院を改修いたしましたふれあいセンター、こちらが供用開始したことに伴いまして、東5条7丁目の旧ふれあいセンターの解体経費を予定したものでございます。そういった部分を予定したんですけども、実際、昨年7月の大雨で再被災した於鬼頭橋が復旧を断念したことから、廃橋せざるを得ない状況になりまして、廃止に伴う解体工事が急務となったことから、事業調整をした中で於鬼頭橋廃橋工事を28年度としては優先したことにより減額となったものでございます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） そうすると、これは29年度も解体計画として3,600万程度の予定を立てているところですけども、28年度についてはその分前倒しになったとか、先延ばしになったとか、そういう形になったと思うんですけども、この3年間の実施計画ということで、それぞれ各年度によってその状況、予算状況等を考えながら変更していくものでないかなとい

うふうに想像しているんですけども、今後、少なくなった以上に来年もそういった計画はあるんですけども、この点についてはどうなるか教えていただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

今年度、当初予定していました旧ふれあいセンターの解体工事につきましては、現時点では平成29年度に延期しまして実施する予定と考えております。当然29年度にも予定していた事業はございますので、その部分につきましては順次変更するなど、計画を変更させていただきたいと考えているところです。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。状況に応じて対応していくということなんでしょうけれども、それでは次の質問に移りたいと思うんですけども、今後の展開についてちょっと確認したいと思うんですが、先ほど出ていました27年度の予算1,400万円の中で、先日説明いただきました公共施設白書の作成を見て、そしてそれをもとに28年度予算の中で1,100万円の予算の中で公共施設マネジメント計画を策定していったら、そして最終的に最上位計画である次期総合計画に反映させていくものだろうというふうに想像できるんですけども、またこの点についてはさきの全員協議会でもある程度触れられていましたけれども、そういうふうな形で想像はつくんですけども、この点について改めて今後の流れ等確認しておきたいと思いますので、説明いただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、27年度につきましては、今月末までに公共施設白書の策定及び公表を順次行いたいと考えております。28年度におきましては、6月までに市民検討委員会におきまして基本方針の検討、策定をするとともに、市民アンケートを実施してまいりたいと考えております。その後、市民アンケートの集計、分析後、直ちに基本計画素案の検討を始めまして、市民説明会を実施してまいりたいと考えております。ここまでの28年の年内での作業として予定してございます。年明け早々、パブリックコメントを実施させていただきまして、年度内での基本計画の策定を目指すものと考えております。実際、詳細の内容につきましては、先日全員協議会のほうでも御説明申し上げましたが、白書の概要の分析結果をもとに、現在、基本方針案の調整につきまして鋭意作業のほうを行っているところでございます。今後、その中で策定される基本方針をもとに、基本計画の記載内容、詳細について決定していくことになると思われまますので、今後また順次御説明申し上げたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） ちょっと想像していた答えと若干違って戸惑っているところであるんです

けれども、最終的に次期総合計画まで反映していくところ、この辺は恐らく公共施設マネジメント計画、これが現状たくさんある公共施設の中で次々と更新期を迎える中、老朽化した今後利用の見込みのない施設についても今後計画的に見直しなり解体なり、そういうものを行っていくというのが公共施設マネジメント計画の本旨だと思いますけれども、自分としてはこのマネジメント計画、最終的にでき上がるのを非常に楽しみにしております。というのは、この対角にあるものが民間の空き家対策だというふうに考えております。解体費が過分にかかることから、なかなか手が出せないでそのまま放置されている状況が続き、全国的な問題になっているところでもありますけれども、一般的に新築については積極的に行動するということになりましても、もろに解体ということに係ると、過分に費用がかかることからなかなか手が出せない、後ろ向きになってしまう、後回しになってしまうというような展開になると思います。公共施設についても同様なことが言え、全国的な問題の空家対策特別措置法もできて、いよいよそれに向かっていくさなかで、民間空き家についても対策を講じようとしたときに、可能性として公共施設もまだそのまま放置されているものがあるといった場合には、なかなか市民についても示しがつかないんじゃないかなというふうに想像がつくところから、この計画的な策定、また計画というのは、非常にそういう意味から楽しみにしているというところでもありますけれども、その点についてコメントいただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○副委員長（岡崎治夫君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 公共施設マネジメント計画の考え方につきましては、谷委員お話しのとおり、どう公有財産を有効に活用していくかということも非常に大きな観点になるかと思っております。そういう意味では、遊休地については売却というような方針も当然あるでしょうし、実際に使わなくなった施設の解体についても、どういった形で優先的にやっていくのがより効率的で効果的かという部分も当然含まれてくるものと思います。そういった意味では、御指摘のとおり、例えば解体については、その財源確保が非常に大きな課題ということが言えます。本市におきましては、こういった財源対策として、過疎債のソフト分、これの活用を考えておりまして、そういう意味では、地方債は基本的には建設事業にしか充てられませんが、こういった特例的な財源を有効に活用するために、先ほど答弁申し上げましたように、例えば於鬼頭橋の解体についても、この過疎計画の中に位置づけることで、有利な起債を使って解体をしていくと。そういう意味では、過疎計画の中にもこの計画をきちっと位置づけて、その財源も確保しながら計画的に進めていくというふうに考えておりますので、最終的に次期総合計画、平成30年からスタートします。マネジメント計画が平成28年度で完成した後に、具体的な施設の再編計画をその次期総合計画スタートまでに具体的な議論を進めて、きちっと総合計画の中に位置づけていくということで今後進めてまいる考えです。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは、次に新地方公会計制度についてお聞きしたいと思っております。私は、長く民間の企業会計に幾分か触れていたせいか、公会計についてはなかなかなじまな

いというところがあるんですが、そんな中、政府は各自治体に、財務情報のわかりやすい開示を目指し、新地方公会計制度の推進に向けて統一的な基準による財務諸表の作成を要請しているようであります。これによって、固定資産台帳の整備がされる中で公共施設マネジメント計画にも活用可能になってくると考えますので、今回あえてお伺いするものでありますが、本市においては、もう既に他市に先駆けまして平成25年度まで基準モデルでの作成を行っているところでありますけれども、この新公会計制度の今後の一連の流れ、わかる範囲でよろしいですけれども、お知らせいただきたいと思えます。

○副委員長（岡崎治夫君） 榎木財政課主査。

○財政課主査（榎木孝士君） お答えします。

本市においては、ストック情報やフルコスト分析は財政運営にとって必要なものと捉えておりまして、財政の適正化を図るのに有効な資料であると考え、平成20年度の決算から地方公会計制度に基づき財務諸表の作成を行っております。平成22年度決算からは、より会計基準に準拠するために基準モデルに変更し、谷委員お話しのとおり、平成25年度までこの基準モデルでの作成を行ってきました。

そこで、今後の一連の流れについてであります。総務省は27年1月に統一的な基準による地方公会計マニュアルを示し、同時に総務大臣名で、統一的な基準による財務書類等を原則として27年度から29年度までの3カ年で全ての地方公共団体において作成するよう要請しました。本市では、これまで基準モデルを採用していたことから、大きな変更なく移行が可能と判断し、26年度決算から移行する方向で事務を進めてきたところであり、現在、最終調整中であります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） ありがとうございます。調整中ということでありますけれども、スムーズな処理をお願いしたいと思います。

この件については詳しいことには突っ込むつもりもありませんけれども、この部分の最後のまとめということでお話ししたいと思うんですが、先ほどの話と繰り返しにはなろうかと思えますけれども、先ほどの公共施設マネジメント計画を策定する上での先日お示しいただいた公共施設白書、これによると、公共建築物、木造40年、鉄筋が60年という償却年数ということで判断しております。民間、一般の企業会計では、例えば木造については耐用年数24年とかという形で会計処理をしているわけですが、ここで実態としてやっぱり少しここで考え方に乖離が出てくるんじゃないかというふうに、自分自身はそう思っております。もちろん建物によっては保存状況、また用途、使い勝手、あと使用方法や何かによっても随分違ってくるものだと思っておりますし、また当然公共施設については大事に使っていくんじゃないかというふうに想像はつくと思うんですけれども、一方、先ほど言いましたように、企業会計の中では木造の償却年限は24年ということで、それよりも長く見るという展開の中では、実態としては少し厳しいものがあるんじゃないかなというふうには想像つきます。これは自分の思いでありま

すけれども。ただ、そんな形の中で、いろいろ解体計画等も予算の関係でずれが生じているところではありますけれども、よりこれも計画的に行っていかなければ、やはり最終的にしわ寄せがかかってきて、また現在の財政状況の中でどんどんどんどん厳しくなるんじゃないかというふうに、自分はそう思います。その中で、この公共施設マネジメント計画の総体の中でも、計画的な実行性のある計画にしてもらうことを要望しまして、この項目についての質問は終わりたいと思います。

それでは、2点目ということで、国民健康保険事業特別会計についてということであります。

これも昨日斉藤委員が質問されていまして、私のほうは、きのうなかった中を寄り添って質問していきたいなと思っております。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後のとりでとして、低所得者、高齢者、年金生活者などのセーフティーネットの役割を果たしているところであります。本市では、この国保に市民の約3分の1が加入しており、その安定的な運営は今後の大きな課題であると思います。国の医療保険制度改革の中では、国保については平成30年度から運営主体を市町村から都道府県へと移行するとしており、保険料の算定方法など今後の動きに注視していかなければならないところであります。

そんな中、本市の国保会計は、平成25年度、2,200万円の赤字を出し、26年から28年度までの3カ年で健全化を図るとしており、都道府県化に向け円滑に移行できる体制を整える必要性があることから、これから何点か質問をしていきたいと思っております。

まず、28年度予算書の中で4,700万、これは歳入欠陥補填収入という勘定科目で帳尻を合わせている形になるんですけれども、この収支不足となっている要因について、まず教えていただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 岡田市民課主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） お答えいたします。

28年度予算における収支不足についての要因でありますけれども、人口の減少とともに被保険者数が減少しているため、国保税収が年々減収してきております。また、全体の医療費が減少しているものの、医療の高度化などによりまして1人当たり医療費が増加している状況であり、これらが大きな要因となっていると思われま。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。

それでは、先ほどもちらっと触れました3年間の健全化計画、これは昨年の代表者会議資料ということで手元にあったんですけれども、初年度となる26年度においては、収支不足となる2分の1相当額を税率改定による税収増とし、残り2分の1は一般会計からの繰り入れにするんですよ。27年度においても、同じく税率改定による増収分と一般会計繰り入れで2分の1ずつとして、そして来期、28年度においては、税額増収分について全て補うんですよという、こ

れが計画の中であったわけでありますけれども、これがこの当初予定していた被保険者の負担と、また一般会計からの繰り入れの割合、こういう最初の予定はあったんですけれども、それと実際の割合はどうなったのか、割合の中でお示しいただければと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） お答えいたします。

26年度当初の計画におきましては、一般会計繰り入れが2年間の合計で1億3,500万円、税収増は被保険者が3年間で負担する総額が4億500万円で、3年間の累計による負担割合は、一般会計が25%、税収増が75%で見込んでいたところでした。

現在までの実績及び今後の見込みでは、26年度は税収増が8,500万円となりましたが、医療費の伸びが見込みより少なかったことによりまして収支が改善いたしまして、一般会計繰入金金は1,500万円となったところであります。

27年度につきましては、決算見込みでありますけれども、税収増が3,000万円、収支不足となります一般会計繰入金が同額の3,000万円という見込みでおります。

28年度につきましては、予算上でありますけれども、収支不足が4,700万円ということで、全額を税収増とするため、3年間の総額になりますけれども、一般会計は4,500万円、税収増の部分は3億6,200万円となりまして、ともに計画の金額からは減少しており、その負担割合は一般会計が11%、税収増が89%になると見込んでおります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。ありがとうございます。

結局、25%と75%の比率で考えたものが、いろいろな要素によって、それが11%と89%になったということでもありますね。

それで、そんな形の中で、結果的にやはり計画はしたものの、大部分が被保険者の負担で賄われているという結果になっていると思いますけれども、そこには国保の加入者には低所得者も多いことから、かなりの負担になっていないかということで想像するところでもありますけれども、何か平成26年、平成27年の中で低所得者への軽減措置、これが拡大されたようでもありますけれども、その低所得者の26年度から27年、まあ28年はまだやっていないですから、この2年間での税率改正影響額はどれぐらいなのか、幾ら負担増になったのか、モデルケースでもわかりましたら教えていただきたいなと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 竹中市民課主査。

○市民課主査（竹中 満君） お答えします。

27年度2月末では、7割軽減が1,246世帯、5割軽減が586世帯、2割軽減が377世帯で、軽減の1世帯当たりの金額は5万3,482円となります。税率改定による影響額は、所得が33万円以下の7割軽減該当の1人世帯では2年間で7,200円の増、所得が100万円以下5割軽減該当の3人世帯では4万6,700円の増、所得が200万円以下2割軽減該当の4人世帯では、2年間で10万

3,100円の増となります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。ありがとうございます。

ついでですから、次に、この税制改正で一番影響が大きい階層というのは軽減を受けない中間層だと思いますけれども、この軽減を受けない被保険者、2年間でおよそ幾ら負担増になったのか、今の展開の形で御説明いただければと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 竹中主査。

○市民課主査（竹中 満君） お答えします。

一番影響が大きい階層は、低所得者軽減や限度超過の対象とならない中間層の世帯であると考えます。軽減を受けない世帯の負担増は、所得が150万円の2人世帯で、2年間で7万7,700円の増、所得が250万円の4人世帯では、2年間で13万1,700円の増となっております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。

それでは、できるだけ税負担がないようにというか、収納率、昨日も斉藤委員から話が出ておりましたけれども、滞納者への納税相談、また短期証の取り扱い、また特定健診の受診率については、きのうあったようにそれぞれ推進しているようでありましてけれども、もう一つ、この医療費を抑制する方法として、特定健診後の保健指導ですとか、また病院にかかった後の今はやりのジェネリック医薬品だとか、その辺の周知推進、この辺もかかわってくると思いますので、この辺はどういうふうに対応しているのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） お答えいたします。

特定健診の結果に基づきまして、保健指導が必要な方には市の保健師による指導を行っておりますけれども、特定保健指導の26年度実施率は58.5%と、前年を7.6ポイント下回る結果となっております。24年度、25年度につきましては、いずれも60%を超える高い実施率で、全道の市の中でも高い率を維持している状況であります。今後におきましてもきめ細かな対応を心がけまして、効果的な保健指導に当たっていきたいと考えております。

次に、ジェネリック医薬品の周知促進についてでありますけれども、ジェネリック医薬品希望カードやパンフレットを医療費通知送付時に同封し配布してきているほか、広報紙やホームページへの掲載を行いまして広く周知を図っております。また、ジェネリック医薬品差額通知書を配布しまして、本人の負担の軽減を初め、医療費の抑制に努めているところであります。

26年度末現在の本市のジェネリック医薬品の使用割合は約70%と高い数値にありまして、全道の市の中でも3番目に位置しておりまして、今後につきましても周知促進を図りまして医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） ありがとうございます。

それでは、次に都道府県化に向けてということでありますけれども、今の段階で把握している保険料の算定方法や本市の役割等、わかる範囲でよろしいですので御説明いただきたいと思っております。

○副委員長（岡崎治夫君） 岡田主幹。

○市民課主幹（岡田詔彦君） お答えいたします。

保険料の算定方法についてでありますけれども、まず都道府県は、都道府県内の保険給付費の推計のもとに市町村ごとの納付金額というのを決定いたします。納付金額の算出に当たりましては、市町村ごとに年齢構成や医療費水準、所得水準を考慮して決定することとなっております。市町村は、納付金を支払うため、都道府県から示されました標準保険料率を参考にしまして、収納率を考慮しながらそれぞれの保険料率を定めて保険料を賦課徴収し、納付金を納めるということになります。

本市の役割につきましては、地域住民と身近な関係の中、これまでどおり被保険者の資格管理、保険料率の設定、賦課徴収、保険給付、保健事業などを行ってまいります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは、現在の保険料と比較してどうなるのか、わかるかわからないかわからないですけども、わかればお知らせいただきたいと思うんですが、それが相当負担増となった場合には、緩和措置だとかそういったものがあるのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤義弘君） お答えいたします。

保険料につきましては、都道府県から示されます納付金額から、必要な保険料が幾らになるかを算出して税率等を設定していくこととなります。そういったことで、現時点では現在の税率がはっきりしないということで、現在の保険料との比較というのはいかなる状況にもありません。しかし、国による市町村国保の抜本的な改革によりまして1,700億円の公費が追加され、30年度から毎年3,400億円の公費が投入されることになっておりまして、被保険者1人当たりの約1万円の財政改善効果が見込まれておりますことから、保険税の伸びについてはある程度抑制、軽減されると見込んでおります。

そのほか、保険料の負担緩和につきましては、先ほどお答えしました納付金額の算定に当たりまして、医療費水準の高さの要因が高齢者の割合が多いことによる場合には、年齢構成の差異を調整した医療費水準が用いられたり、被保険者が少ない市町村におきましては、毎年の医療費が増減することになりますので、医療費水準を単年度の実績だけでなく複数年の平均を使

用することで平準化して急激な引き上げが起りにくい仕組みにするなど、急激な負担増を回避する措置がとられる見込みになっているところです。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） ありがとうございます。

今の説明のとおり、結局医療費水準や、もしくは保険料の収納率、こういったものがそれぞれ影響してくると思うんですが、本市の場合に、昨日から話が出ていますけれども、収納率、また特定健診受診率、これも高いようでありますけれども、この点については反映されるのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 佐藤課長。

○市民課長（佐藤義弘君） お答えいたします。

現在、国では、医療費の適正化へ向けた取り組みや国保が抱える課題への対応など、努力を行う保険者に対して支援を行います保険者努力支援制度を創設する予定となっております。詳細につきましてはまだ示されておりませんが、取り組みの具体的な内容につきましては、特定健診、保健指導等の実施状況やジェネリック医薬品の使用割合、それと収納率向上の状況などが現在検討されているところでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） わかりました。ありがとうございます。

それじゃ、最後の核心部分についてお聞きしたいと思うんですけれども、まあちょっと大きいですけれどもね。そういった形で、28年度が終わって、29年度以降についても、基本的に公費負担以外は増税分で賄っていくということであると思います。昨今の経済状況から、市民の負担は相当増えてきているということで、国保税も年々上がっていき、市民の方からも生活が苦しいという話もよく聞くところであります。

そんな中で、地域医療の確保のために市立病院には10億円規模の繰り出し、また他の特別会計でも実質的な収支分を一般会計から繰り入れし、収支尻を合わせている特別会計中にもある状況であります。もちろん市立病院については、市民全員の医療確保のため、市民の3分の1を占める国保会計とはおのずとその使命は違うところはあるんですけれども、先ほど前半部分にありました負担割合ですね、当初25%、75%で設定したものが、いいように答えが出たのか、それが双方とも負担が減って11%、89%になった。しかしながら、当初から予定していた計画よりも、市民負担というのは、税負担は増えているという形になるのかなと思います。

そんな中で、27年度についてはこれからということになると思うんですが、かつて使っていた基金、この辺についても出し入れをしながら調整してきたと思うんですけれども、私はそんな中で、当初から予定していた分、市の繰り入れ分については、少なかったことにはこしたことはないと思うんですけれども、せめて当初予定した分は今後の国保の安定的な運営の見地か

ら、幾らかでも基金を持って蓄えていくべきというふうに考えているところでもありますけれども、その点についてどう考えておられるかお答えいただきたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 国保の安定的な運営に向けて、基金を持ってはというようなお話でありました。現在、国保特別会計につきましては、健全化を進めているところでもあります。29年度以降におきましても、被保険者の数が減少すると。そして、一方においては医療費が増加しているというような傾向については恐らく変わらないであるというふうに思っております。そうしますと、当然そのままの税率でいくと収支不足なども発生が見込まれるというところでもあります。また、30年からは運営主体、これが都道府県のほうに移行するわけですが、そのときにも、道のほうから納付金が示されるわけですが、その額についても今のところは不透明な部分があるという状況であります。更には、特別会計、国保の会計としては、本来あればいいと言われております予備費についても、今現在は財源不足の関係から組めないような状況にもあるところでもあります。

そうしますと、いろいろなそういったことを考慮しますと、やはり今後の安定的な運営のためには一定の基金も必要とされるところではございますけれども、そうしたことにつきましては、国保会計の27年度はまだ決算締まっておりませんが、そういった決算状況、あるいは28年の見込み、そうしたものを踏まえながら、更には都道府県化に向けてのいろいろな情報収集に努めながら、総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（岡崎治夫君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは、何回も繰り返しになりますけれども、市民負担が増加しないように、今後の都道府県化に向けて安定的な運営をしていただけるようお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、予算審査に当たり、総括質疑を行いたいと思います。

私はきょう、総括質疑者最後、一般質問でも最後という、2回にわたって最後というなかなかない日なんですけれども、本当に皆さん最後まで質問を聞いていただきたいと思います。

それでは、最初に敬老バス乗車証交付事業について伺いたいと思います。

説明書の12ページにありますけれども、この事業は74歳以上の高齢者にバスの無料乗車証を交付し、高齢者が外出することを支援する事業です。そこでお聞きします。このバスの無料乗車証はいつから行われて、また近年の高齢者の交付状況について伺いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 阿部介護保険課主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

敬老バス乗車証交付事業の交付者数の状況についてであります。各過去5年間、毎年3月末時点での登録者数なんです。平成23年度、2,195人、平成24年度、2,214人、平成25年度、2,250人、平成26年度は2,695人、平成27年度、これは3月1日現在ですが2,740人となっております。

ります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今のお答えの中で、平成3年から長い間高齢者の外出支援が行われています。また、御説明のあった乗車証交付状況の中では、平成23年には2,195名、平成27年には2,740名の交付状況の中で、500名以上の交付が増え、本当に士別市の高齢化が進んでいるというのがわかります。

その中で、敬老バスに当たっての利用状況などわかればお願いしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 阿部主幹。

○介護保険課主幹（阿部 淳君） お答えいたします。

敬老バスにおける利用状況についてであります。乗車回数でお答えさせていただきたいと思えます。

平成26年度の実績については、全市全路線の合計で約10万5,000回、平成27年度は10万7,000回と見込んでいます。路線ごとに見ますと、市内バスによる乗車回数が伸びており、朝日、温根別、武徳方面が若干ではありますが減少傾向となっているところです。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今の話によると、本当に市内のバス事情で、高齢化の流れの中で高齢者がバスを利用している、また在のほうの地域では減ってきているという現状の中ですけれども、市内のバスの路線を見ますと、外回り循環（通年運行）、内回り循環（冬期運行、11月から4月）、東西回り循環（冬期運行、11月から3月）、こういう3つの路線になっております。通年運行は東路線にはありますが、西路線には通年運行はないんですね。そういう流れの中で、前回、バスの運行の中で西回りの通年運行を試験的にやられたとお聞きしておりますけれども、それが何で、どういう流れで中止になったのか、また試験運行実績も含めてお願いしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 大橋企画課主幹。

○企画課主幹（大橋雅民君） お答えいたします。

市内バスの運行状況につきましては、通年運行している外回り路線、冬期間のみ運行している内回り、それから東西回り、その計3路線を運行しているところでありますけれども、全て士別軌道が運行しているというような路線になっております。

そこで、平成23年になりますけれども、東西回りで通年実証運行を行いました。これについては、士別地域公共交通活性化協議会と交通事業者が国の補助金を活用する中で実施したものでありますけれども、具体的な実証運行の運行方法といたしましては、1日16便の冬期運行を1日9便に減便する中で、通年で実証の運行を行ったところであります。

試験の結果といたしましては、実証運行前の平成22年11月から翌年3月までの冬期間のみの

総乗車人数については1万5,000人、実証運行の平成23年4月から翌年3月までの1年間の総乗車人数については1万5,000人と変わらなかったという結果になっていますけれども、月の平均で見ますと、実証運行前の22年11月から翌年3月までの冬期間の月平均の乗車人数は3,064人、1年間通年で実証運行したときの乗車人数の月平均は1,278人ということで、月平均で見ますと1,785人減少したという結果になっております。参考までに、実証運行した1年間の夏の期間で見ますと月平均960人、冬の期間でいきますと月平均1,723人の乗車があったところであります。

続きまして、費用といたしましては、16便冬期間運行したときは530万円、9便に減便しまして通年運行したときの費用は730万円、通年運行により運行距離が延長したことによりまして、費用が約200万円増えたという結果になっています。

実証運行を行った結果、通年運行をやめた理由といたしましては、冬期間のみの16便運行と通年の9便運行を比較しますと、利用者はほぼ同じであるものの、赤字額が200万円増える形となったと。それと、減便してでも通年運行してほしいという利用者の声はあったものの、経費に見合った利用がない状況にありまして、士別軌道や、それから公共交通活性化協議会とも協議をする中で、通年での運行継続は断念せざるを得なかったという結果になっております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

西回りの運行では夏場の利用が少なく、最終的に200万円ほど欠損が出るというか、多くなったというかね。そういう流れで、ちょっと手元の資料にありますけれども、データの中を見ますと、観月地区、駅南地区の世帯員と同居していない高齢者、これは息子さん、娘さんがいないということですね。高齢者、65歳以上の人口ですが、平成24年に観月地区218人、平成27年には280人で、高齢者が62人増えています。次に、駅南地区では、24年に154人、平成27年には181人で、27人多くなってきているんですよ。これ、観月、駅南合わせてこの4年間で89人の同居していない高齢者が増えているという結果が出ているんですけども、このデータについてどういうふうに分けられているのでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 青木企画課長。

○企画課長（青木伸裕君） 高齢者人口が観月地区、駅南地区で増えているといった状況であります。このことにつきましては、まず試験運行、実証運行から4年を経過しているといったこともありますので、かなり当時との状況は変わってきているかなとは思っております。その地区以外にも、全市的に60歳以上の高齢化率も上がっているといった状況にあり、平成24年に33.6%でありました高齢化率が、平成26年度では35%を超えるといった状況にあるといったこともありますので、当時の23年とはかなり状況は違うという認識は持っております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当にこの4年間で高齢化率が上がり、高齢者の多い世帯が増えたということで、今後、課題なんですけれども、まだ今後、高齢化が進む中で、この西回りの運行が必要だと思います。地域の公共交通の充実をすることにより、通勤、通学、買い物、病院などへ利用しやすくすることによって、高齢者、障害者の外出支援につながると思います。今後、西の交通格差をなくして、通年運行を協議、検討するべきだと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○副委員長（岡崎治夫君） 青木課長。

○企画課長（青木伸裕君） お答えいたします。

高齢者が増える中、また障害者等に対する優しいまちづくりが当然必要だといったところで、公共の交通機関の運行につきましても十分意を配して取り組む必要があると考えております。そのような中、23年度の実証運行では、先ほど申しましたかなり経費の部分であったり、便数が減るといった部分もありますので、今すぐに再度実証試験などを行う中で更に進めるといったところは、今現状においてはかなり難しいものと考えておりますが、そのような中、地域の情勢も日々変わってございます。そういったことも配慮しながら、今後も公共交通活性化協議会での意見、または地域の声を集めながら、公共交通事業者とも十分協議を進める中で、市民の足を守ることを念頭に、効果的、効率的な運行に向けて引き続き検討、協議を進めたいと思っております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ検討、協議の中で、高齢化に対して、また観月、駅南の関係で、地域の意向を聞きながら進めていただきたいと思います。

この質問について終わります。

続きまして、水郷公園整備事業について伺います。

これまで、市民検討会議により水郷公園の整備計画が行われ、多くの市民の方々も整備事業に参加され、私も池のごみ集めとか桜の植樹を手伝わせていただきました。本当に市民ぐるみでの整備を行ってきたと思います。その中で、今年度の事業と次年度への計画事業費2億円ほどについて、計画についての具体的な中身の説明を求めます。

○副委員長（岡崎治夫君） 鈴木土木管理課主査。

○土木管理課主査（鈴木 章君） お答えいたします。

今年度のつくも水郷公園整備の事業といたしまして、6月に市民及びつくも水郷公園再整備市民検討会議の委員の皆様に参加いただき、植樹会としてエゾヤマザクラを植樹いたしました。また、8月には、池の清掃大作戦として、公園内の池の清掃など市民のボランティアをいただきながら、4トントラック2台分の清掃を行っております。このように、多くの市民に参加いただく中、再整備のスタートを切ったところでございます。

本年度及び次年度の事業の内容といたしまして、本年度は平成26年度に策定いたしました基

本計画に基づく実施設計業務委託、公園内の池の水質浄化を図るよう天塩川から取水するための水利権申請書作成業務を行っております。

工事におきましては、公園施設長寿命化事業により点検した結果、老朽化により対策が必要と判定されたブランコ及びフェンスの更新、池の水質改善を図るための汚泥搬出、来園者が安全に園内を利用いただけるよう、枯損木、老木の伐採をいたしております。伐採しました木の根や枝については、大部分を破砕機により破砕しチップ化し、今後、ランニングコースの基盤材や樹木の防草材及び肥料に活用するよう検討しており、公園内にあるものをリサイクルするなど創意工夫を行い、自然環境に配慮した整備を考えております。

平成28年度の主な整備内容につきましては、再整備のシンボルとなるつくもビーチについて整備をいたします。また、平成27年度と同様に、公園施設長寿命化事業の点検結果による遊具施設の更新及び園路等の施設について工事を行うこととしております。

このほかには、新設となるアスレチック遊具等の整備、キャンプ場、パークゴルフ場がある公園西側の園路の整備を行うとともに、パークゴルフ場につきましては既存のコースを最大限活用し、コースに広がりを持たすとともに、傷んだ芝の整備をいたします。

このほかに、公園北側に設置されている蒸気機関車について、劣化が激しく塗装が必要であることから、平成27年同様に市民ボランティアの協力を呼びかけ、市民に参画いただきながら塗装するよう計画しております。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今の説明の中に、公園の水についてありましたけれども、これは天塩川の水を使えるとお聞きしていますが、天塩川の水利権など、きっと難題が多かったと思うんですけども、水の利用に関してどこまで進んでいるのか、説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 五十嵐土木管理課長。

○土木管理課長（五十嵐 智君） お答えいたします。

水利権の進捗状況についてであります。昨年の7月から水利権取得に向けて取り組んでいるところでございます。そして、現在、河川管理者である北海道開発局を初め、農業用水水利権を所有し、また土地改良施設を管理している天塩川土地改良区、工業用水水利権を所有している日本甜菜製糖株式会社土別製糖所などの関係機関との最終協議に入っており、協議が整い次第、本申請を予定しています。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 次に、公園の特色について伺います。

水郷公園の再編整備のメインテーマとして、水と緑の自然環境を活かしながらということが掲げられていますが、今回、天塩川の水が利用できれば、本市で進めている天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトの中でも、天塩川の水を再活用している公園として新たな特色のある発信につながるのではないかと私は思うんですよね。そういった考えなどもあるかどうか、ちょ

っと伺いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） お答えします。

私から、水利権の取得の関係について少し詳しくお答えをさせてもらいながら、これからの特色というところについても触れさせていただきたいと思います。

26年の第3回定例会で国忠議員の一般質問、そして昨年この予算委員会で岡崎委員の総括質疑で、水郷公園の水の浄化は非常に市民もその願いが強いところであると。そこで、せっかく天塩川がそばにあるのだから、水利権の申請をしてみてもという御質問を頂戴しました。そうした中で、私は非常にこの水利権の申請に当たってはハードルが高いといった答弁をさせてもらったところであります。

しかしながら、こうした再整備に当たって、実際この基本コンセプトとして、自然を最大限に生かしたつくも水郷公園の再整備と、これを維持管理するに当たっては、極力電力などそういったものを用いないで自然の水の力で浄化を図りたい、そんなこともありました。また、この市民アンケートや市民検討会議の中でも、水の浄化というのは一番の市民の要望でもありました。そうした中で、昨年5月に開発局に御相談申し上げて、非常に難しいですよと言われながらも熱心な御指導を賜りまして、先ほど担当課長からお答えしたとおり、今最終の調整に来ております。

これは各市町村がいろいろチャレンジをして、なかなか実現していないことでありますけれども、本市の場合、このつくも水郷公園が旧天塩川の河川敷地を有効活用しているといったこと、それから供用開始から45年ぶりの再整備に当たって、天塩岳・天塩川の魅力発信プロジェクトの一環として取り組んでいるといったこの熱意、それから市民アンケートや市民検討会議を開催して市民参画をとった点を評価してもらいながら、今一生懸命取り組んできているところであります。しかしながら、ここに来て、最終の場に来て、改めてハードルが高いということは今痛感しているところであります。しかしながら、せっかく最終のところまで来ていますから、諦めることなく、水利権取得できるまでしっかりと取り組んでいきます。

ですから、今、委員からお話ありました、この新たな特色としてのPRについては、今正式な水利権の取得前の段階であります。いずれにしても現在の公園内の池の水については、これは天塩川の旧河川から少しずつ湧き出る湧水を活用しております。その量が少ないために、なかなか透明度がとれないといった現状があります。こうした観点から、再整備後においても、特に天塩川の恵みと士別市の関係、そしてつくも水郷公園の関連性を特色として広くPRしてまいりたいという考えであります。また、現在も少しずつオーバーフローする水は天塩川にお返しをしております。ですから、毎年この天塩川のクリーンアップ大作戦には約300人の市民が出てくれて、川の清掃もしてもらっているところでありますけれども、改めてこの水利権が取得できた際にも、市民の皆さんにもやはり利用者マナーをしっかりと訴えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 水利権については本当に難題が多いと思います。その中では、私も農業で水を使っている中で、本当に稲には5月、6月、7月と、一応9月近くまでありますけれども、そういう流れで水の量が決められる、そういう難題もありますので、今後とも積極的に動いていただきたい、本当にこの特色ある水郷公園にしていいただきたいと思います。

続いて、水郷公園の整備事業費について伺います。

今年度、整備事業費約8,000万円のうち、交付金対象である工事費2,300万円の実施を当初見込んでいたかと思いますが、昨年の第2回定例会において、井上議員から補助金などの減額の影響についての質問で、交付金が28.67%の少ない配分であったという回答でありました。その上で、実態を聞くと、交付金対象の工事費約290万円であり、単独費の工事費を含めると約3,000万円の実施と聞いております。そこで、現段階での交付金について、当初とどのように変わってきているのか、また次年度の工事費と約2億円の計画で、今後と足すと約2億3,000万円となり、計画では総事業費3億5,000万円、事業期間3年間で29年度完成と近づいていることから、この事業が計画どおりに行われるのか説明を求めたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 土田土木管理課主幹。

○土木管理課主幹（土田 実君） お答えいたします。

現段階と当初との交付金の変化についてお答えいたします。

本事業整備で活用している交付金は、当初から社会資本整備交付金事業内の公園施設長寿命化対策支援事業ですが、交付金事業項目において変化はないところでありますが、交付金金額において変化があります。当初、平成25年に計画した交付金対象とする工事内容は、公園施設長寿命化計画に基づく遊具施設整備を対象とした工事費約7,090万円を試算し、2分の1に当たる3,545万円の交付金を想定していましたが、今年度、交付金の低配分になったこともあり、再度北海道に、市民の取り組みの成果である市民検討会議の提言書をもとに作成した整備基本計画を説明するなどの協議を繰り返したことによって新たな項目の掘り起こしにつながり、当初より約5,000万円の交付金の増額を見込むことができました。

続きまして、現段階の総工事費についてですが、ここ数年の労務費や資材の高騰と、昨年改定された積算基準の経費率上昇により、現段階において当初平成25年度に計画した総工事費3億5,000万円より膨らむ状況にあると試算しており、そのため、費用の削減のために、さきにお答えしました自然環境に配慮して伐採木をチップ化し再利用することで廃材の削減を行ったことや、つくも水郷公園整備市民検討会議において、市民みずからのボランティア参加を呼びかけ、お金をかけずにという御提案をいただいたこともあり、市民参加ボランティアによる桜の木の植樹や池の清掃の御協力をいただき実施してまいりました。今後においても、あらゆる面で創意工夫し、工事費の縮減を図るなど、当初事業予算の範囲内で満足いただける再整備となるよう努めます。

続きまして、現段階の整備期間3カ年の工事費の計画についてお答えいたします。

整備初年度である今年度の実績は、さきにお答えしたとおり、交付金の配分が少なくなったことから、工事費約3,000万円の実施にとどまりました。次年度の計画は、今年度の実施が行えなかった整備費用を含め、工事費を約2億円で計画し、完成年度の29年度は残り約1億2,000万円になりますが、28年度の交付金の配分状況によりまして、28年度に行えなかった整備費を上乗せすることになります。

以上でございます。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に交付金はいろいろ努力して増えた、その中でまた労務費等の上昇の中でということなんですけれども、今後いろいろな事業費がかかると思うんですけれども、そういう努力の中で頑張っていたきたいんですけれども、また別な考え方もあるということなんですけれども、事業費の考え方ですが、水郷公園の市民参加型の事業で、今後、資金調達に当たってはミニ公募債を利用してはどうでしょうか。

このミニ公募債は、自治体が市民、団体などに事業費の一部を公募し、資金調達に賛同いただき、また市民が事業への思いを高め、市民と行政が一体となったまちづくりができると思います。事業としては、福島復興として40億、群馬の愛県債として10億、北海道でもタンチョウ債、千歳命名200年記念債、帯広市のミニ公募債など多くあります。自治体では、公共施設の学校の整備事業、道路改良事業、庁舎整備事業、公園整備事業などに使われております。こういう市民とともに地域力を高めるミニ公募債というやり方もあるんですよ。そういった考えについてお聞きしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私のほうから、先ほどの水郷公園の今後、全体3カ年の計画の中で、この事業予算が非常に張りつき悪い中でやり切れるのかといった御質問に答弁漏れがありましたので、答弁させていただきます。

社会資本整備交付金の関係については、本日午前中の井上委員の御質問にも、非常に今後においても厳しい状況が続くようであるというふうな答弁をさせていただきました。そして、そんな状況の中であって、やはりこの3年間という思い、私どももそうですし、多くの市民の方が参加、参画をされてこの構想を練ってきたという中であってのこの3年間構想、そして天塩岳・天塩川の魅力発信プロジェクトと一体となったマニフェスト事業でもあるといったことで、市民の多くの皆さんがこの3年後の開園を楽しみにされていたのではないかなというふうに感じております。

実は、市民検討会議の中でも、震災復興の関係や何かでいろいろ予算状況は厳しいですよ。そうした中で、これが3年間で無理となった場合にどうするんだということの御質問もありまして、協議をした経過があります。そうした中であっては、やはり検討会議としても、事業費の見直しをすとか事業のメニューを変えて、せっかく四十数年ぶりに再整備に取りかか

っているものを、事業費を圧縮して3年間にこだわることはないのではないかと。これは、せっかくなので上げてきたことだから、多少延伸したとしても、いいものをしっかりとつくってほしいという御意見が多数ございました。

こうした状況の中で、やはりこれから全ての公共事業でありますけれども、公共事業を進めていく中で重要な判断の基準としては、例えば市民の皆さんの安全・安心にかかわるような部分については、これはもう緊急性を伴う事業については迅速に対応することが当然必要であります。しかしながら、こうした厳しい財政状況下にあつては、やはり公園整備などについては、財政負担の観点から、最も有利な補助金ですとか交付金を活用しながら進めることが肝要であるというふうにも考えております。ですから、例えばこの3年間で計画をしている水郷公園、3年間でやり切れれば最高であります、この事業予算の関係から例えば数年延伸となつたとしても、市民の皆さんが夢を持って作り上げてくれたこの再整備構想を着実に、メニューを変えずに、そのかわりいろいろな部分で創意工夫をして、縮減も図りながら、そして着実に進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 私から、村上委員から御提言のありましたミニ公募債についてお答え申し上げます。

ミニ公募債は、債券を発行して資金を調達する市場公募型の地方債の一種ということで、本市ではこれまで発行の実績はございませんが、発行条件等について金融機関等と協議をしてきた経過がございます。この制度の一番大きな目的としては、委員お話しのとおり、住民の参画意識の高揚ですとか政策のPR、こういったものが一番かなというふうに思っております。そういうことから、この発行対象は、実際に発行している事例を見ましても、その区域内、例えば都道府県ですとか市町村にお住まいの住民の方、もしくは団体の方というのが一般的な発行条件というふうになっております。

そこで、もし本市がこのミニ公募債を発行したときの課題としては、まず1つには、発行年限は任意に設定はできるんですけども、余り長いとなかなか調達が難しいということがありまして、主に5年程度が主流となっているようです。そういう意味では、一般の地方債の償還、例えば耐用年数に応じて20年なり10年というようなものに比べると、償還の負担が重たいということがまずあります。それから、金利についても、これは自由に設定できます。ただ、一般的にはやはり国債の基準に多少上乘せしたようなものでないとなかなか調達が難しいということがあって、そういう意味では、公的資金、一般的に我々が地方債を借りている金利と比べると、多少割高な部分が一般的かなということ、それから金融機関が発行するに当たっては、その発行の手数料ですとかそういったもろもろの経費もありますので、そういう意味ではコスト面では一般の地方債と比べるとちょっとコスト高な部分があるかなということがございます。

それと、例えば水郷公園の整備であります、今回、私どもでは過疎債の活用を考えており

まして、償還の7割は交付税算定されるという有利な地方債を想定しております。そういった意味では、そういった有利な地方債と比べますと、ミニ公募債はやはりコスト的に割高な部分があるという、これはあくまで経費的な部分ではありますが、そういった課題はあろうかというふうに思います。

特に最近では、このミニ公募債の発行が全国的にも、昨年ですと全国で50ぐらいの市町村が発行しているんですが、一時と比べてやっぱり減ってきていると。その背景としては、金利が下がってきていて、やはりどっちかという投資ニーズからすると魅力が薄れてきているという部分もあろうかなというふうに感じておまして、そういう意味では、今後そういう市場金利の動向ですとか、先ほど申し上げた地方債制度がどういうふうに変ってくるかということによって、あわせてこの事業の一番の目的は、やはりそういった市民に関心を持っていただけるような、参画をしていただけるような事業という、選定というのが一番重要だと思いますので、そういった観点から総合的にこういった目的に合致するようなものがあれば、そういった段階で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） こういうミニ公募債、本当になかなか使う用途の中で、市民が行政と一体となった公園ないし、そういうものができるということで、本当に金額的には1人1,000円でも何でもいいんですよ。そういう中で、今後どういうときこういうのが使われるか、今後検討していただきたいと思います。また、そういう過疎債の有利な状況もありますので、そちらのほうで頑張りたいと思います。

私のこの水郷公園についての事業について終わります。

それでは、3つ目としまして、新庁舎建設について伺います。

旧士別市と旧朝日町が合併し、10年を迎えた中、本庁舎整備事業計画ができ、今まで市民検討委員会の論議を初め、市民の方々から提言がありましたが、現在までの計画の流れについて伺いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 岡崎総務課主幹。

○総務課主幹（岡崎忠幸君） お答えいたします。

庁舎の整備につきましては、合併時に策定しました新市建設計画、それから平成20年度を初年度とします士別市総合計画に位置づけたところでございます。当初は総務課、財政課、建築課を中心に整備内容について検討を重ねてきたところでありますが、26年12月に全庁横断的な検討組織としまして本庁舎のあり方検討委員会を設置し、本格的な調査検討を開始したところでございます。

27年4月には、これまでの庁内での検討内容を初めとしまして、現庁舎の概要ですとか問題点、それから耐震の診断調査を行っておりますので、それらの結果、庁舎整備の基本的な考え方を庁舎整備に向けた基本事項の整理報告書としてまとめました。その報告書をもとに、6月

からは本庁舎整備基本計画の策定を進めるに当たりまして、各層、各団体等を代表する20人の市民で構成する本庁舎整備検討市民委員会によりまして、整備の方向性、改修なのか改築なのかといったことの検討を重ねていただいたところです。

そういった検討をもとに、11月には基本計画の内容に関しまして検討市民委員会から中間提言をいただいたところでありまして、その提言内容を踏まえて、先月、2月に本庁舎整備の基本計画の策定となったところです。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

庁舎整備計画の進め方で、市民の声を取り入れ、集約の流れですが、本庁舎整備検討市民会議を設置し、会議を重ね、市民からパブリックコメント、また市内6地区での市民説明会、そういう中で集約がされた中で、市庁舎整備に今後生かさなければならないと思います。そこで、市民の方々が心配しているのは、事業費33億円以内、人口に合ったコンパクト庁舎、分散化、窓口機能、駐車場など多くの意見をいただいたと思います。今後、意見集約にあっては、期間的に今回少なかったと思うんですけども、市民の方の意見を反映する場が今後もあるのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 岡崎総務課主幹。

○総務課主幹（岡崎忠幸君） お答えいたします。

市民の御意見をお聞きすることに関しまして、まず27年度に取り組んできたことについてでありますけれども、基本計画策定に当たりまして、検討市民委員会から御意見をいただくことを主に行ってきております。その委員会ですけれども、これまで7回を開催してきておりまして、さまざまな御意見をいただきました。先ほど申し上げましたとおり、それらの意見を中間提言としていただいておりますし、そのほかの御意見をいただく手法としましては、市民アンケート、来庁者アンケート、それから意見聴取の制度でありますパブリックコメントの実施、それから委員お話しのとおり市民説明会を6カ所で開催するなど、広く市民の意見をお聞きする機会に努めたところであります。いただいた意見に関しましては、計画に反映できるものは取り入れてきたところであります。

今後の市民意見の反映の場ということでありまして、28年度につきましては基本設計の策定を進めることとなりますが、引き続き検討市民委員会を開催しまして、委員の皆さんから広く意見をいただくとともに、今年度行いましたように、基本計画策定時と同様に市民説明会、それからパブリックコメントの実施をしていく考えでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今後とも、その基本計画とともに、市民への情報の発信に努めていただきたいと思います。

また、ここでちょっと伺いたいんですけども、その中で、このコンパクト庁舎という感じの中で、多分職員の方々もこのコンパクトの中には入り切れないと思うんですよ。そういう中で、私の部署はどこに行くのかということをお心配している方もたくさんいると思うんですけども、そういう職員の方々への発信も含めて今後お願いしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 鴻野総務課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

今、委員のほうから、職員の職場の不安ということでございました。これらにつきましては、私ども行政内部により今回基本計画案の策定に当たりましては、本庁舎の窓口の利用状況調査ということを実施してまいりました。その中で、窓口サービスの充実のために最低限必要な職員数ということで、実は計画にもございますが、126人ということで、その職員の配置が必要であるというふうに考えております。そういったことを踏まえた上で、今後については、庁内組織の庁内のあり方検討委員会、あるいは庁議等において、組織機構の見直しなども含め新たな庁舎への配置人員、これらについて庁内合意を図っていただけるような、そんなような検討を考えているところでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市が提案した予定地は敷地内南側ということで、多くの市民の方々から駐車場問題が非常に心配されております。それに対して、市として明確な答弁が今まででもなかったんですけども、この2～3年の長期事業にあわせて、冬期間の除雪などの問題も含めて、これについての考えを求めます。

○副委員長（岡崎治夫君） 岡崎主幹。

○総務課主幹（岡崎忠幸君） お答えいたします。

庁舎建設後、それから工事中、それから冬場の駐車場の確保ということでありますけれども、今年度策定しました基本計画の中では、建物の配置、それから階数ですとか、駐車場の位置など含めて、詳細な敷地の利用については決めてございません。今後策定します基本設計の中で詳細を検討して決定していくこととしております。

ただ、現庁舎敷地内で整備するということで今進めておりますので、引き続き文化センター利用者の駐車場として併用することも考えておりますし、多くの来庁者が見込まれる確定申告、それから期日前投票の混雑緩和のために、現状以上の駐車台数の確保を目指すこととしております。また、冬期間における駐車場の確保としましては、雪を投げる堆雪スペースを確保した上で、駐車スペースの確保に努めたいということで計画をしてございます。建てかえ工事中におきましては、工事車両がいるということで、駐車場が現状より狭くなるということが予想されます。そういった場合におきましても、人、車の動線に配慮しながら、来庁者、それから市民文化センターの利用者の駐車場の確保に努めていきたいという考えでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） そういうことで、市民サービスが本当にこの駐車場問題には必要だと思うんですけども、実際に文化センターで100人を超える催しは年間100件以上あるんですよ。その中で、本当にこの駐車場が満杯になり、一般の利用者も利用できない状態は今までも多々ありました。そういう中で、今後もこういうふうに市民サービス、駐車場をこの工事期間の中で確保するように考えていただきたいと思います。

それと、私の提案も含めて言いたいんですけども、本当に大きい催しの場合は、どこかの大きい駐車場を借りて、そこからバスに乗って、まあ国忠さんのほうが知っているかもしれませんが、そういう流れでバスの利用も考えたり、また近隣をちょっと見渡す中で、体育館の裏のあそこの市の駐車場ですか、そういうこととか、近くの文化センターの横にある駐車場とか、そういう流れで四条のものと北ひびきのスタンド、ああいう跡とか、ああいうところも今後利活用をしていただくというか、考えるように考えていけば、まだまだ駐車場も確保できると思うんですよ。そういう幅広い考えの中で当たっていただきたいと思います。その部分の考えをお願いします。

○副委員長（岡崎治夫君） 鴻野課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えをいたします。

駐車場の問題、これはかなり大きな課題かなというふうに思っております。まず、文化センターの行事によつての考え方、これらにつきましては、なかなか今現時点で妙案というものはないところでありますが、この庁舎近隣の空き地、あるいは委員がおっしゃられました職員が日ごろ使っております駐車場、この職員の駐車場のあり方などもちょっと検討をしながら、市民本位の駐車場の確保、こういったものを目指したいというふうに思っております。

また、そのほか、今委員のほうからお話のございました北ひびきさんの土地等につきまして、これは相手先のあることですのでございますから、その意向の確認も必要かというふうには思います。そういった中で、その利用の可能性の可否を含め、今後の基本設計の中で検討してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ今年中に本当にこういう基本設計がなされるんですから、この一連の中でいろいろ考えていただきたいと思います。

次に、新庁舎建設事業費について伺います。

建設事業費の一部を市有林売却で補ってはどうでしょうか。その前に、本市の市有林について伺います。近年、トドマツ、カラマツ、道産丸太の輸出が急増しているそうです。それは、ロシア産材の急騰と円安により道産材の競争力が高まったことや、道内の製材工場が減った事情もあるとしています。道によると、函館、苫小牧、留萌の3港から、70%が韓国、30%が中

国で、道産針葉樹の丸太の平均輸出価格は14年度、1立方メートル当たり平均1万2,600円となっているそうです。また、道内の伐採適齢期を迎えたトドマツ、カラマツが多く、今後も中国、韓国へ輸出を図りたいということの道の報道がありました。

その中でちょっとお聞きしたいんですけども、この3つ、ちょっと続けてお願いしたいと思います。過去5年間の市有林の伐採面積と売却額について伺います。それと、もう一つ、ある程度成長した人工林を収益目的で伐採することはできないのか。続けて、人工林に比べ、天然林に生育している広葉樹の価値は高いか、市有林の天然林などは幾らあるのか、またその中の価値の高い広葉樹はあるのか、続けてお願いしたいと思います。

○副委員長（岡崎治夫君） 鶴岡畜産林務課長。

○畜産林務課長（鶴岡明浩君） お答えします。

まず、過去5年間の市有林の伐採面積とその売却額についてでございます。

平成23年から本年の27年度の5年間の間伐面積につきましては約398ヘクタール、造林地の一部を植栽する目的で行う更新伐につきましては約70ヘクタールで、合計約473ヘクタールであり、年平均にいたしますと約95ヘクタールとなっております。また、伐採により切り出された丸太の売却額につきましては、5年間で約1億2,261万7,000円、年平均にいたしますと約2,452万4,000円となっているところであります。

次に、ある程度成長した人工林を収益目的で伐採することにつきましてでございますが、収益目的の伐採の場合、造林木の年齢や植栽面積の制約があることはありますが、可能ではございます。ただし、その場合、造林木を全て伐採する場合につきましては、伐採跡地への植栽や、またその後の保育などの費用を考えると、トータル的には大きな利益は見込めないと考えております。

次に、人工林に比べ、天然林の育成している広葉樹の価値についてと、市有林の天然林はどのぐらいの面積があるのか、またその中の価値の高い広葉樹があるかについてでございます。

まず、市有林における天然林につきましては、約750ヘクタールほどでございます。市有林全体としましては、約28%を占めているところでございます。

また、全ての天然林の状況については把握しているところではございませんが、価値の高い広葉樹が育成している天然林も一定程度あると確認しているところでございます。

以上です。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当にこういう市有林の中で結構いい木材があるということをお聞きしましたけれども、これは最後になりますけれども、この事業費についてですが、庁舎の事業費として33億円、未来を見込んで計画なされ、本市にとっても大きな事業であり、またこういう厳しい財政の中であってこそ財政のアイデアが必要だと思います。市有林の売却についてですが、これは市長に答弁をいただきたいと思います。少し話が長くなると思いますが、おつき合いをよろしく申し上げます。

それでは、先人の方々の歴史を振り返ってみますと、昭和29年7月に4カ町村が合併し、士別市が誕生しました。合併発足年に歳入不足が約1億3,000万円あり、当時の市の財政規模は約3億円程度でした。31年3月に自治省より調査起債許可を得て財政再建団体になり、1億1,000万円の再建債を借り入れ、赤字を棚上げすることができました。その後、32年に約1,800万円の償還以降、毎年返し、41年に1,300万円を償還し、財政再建団体から脱却したわけです。

その中であって、35年に庁舎建設資金備蓄条例を制定し、市民会館は37年に施工、本庁舎は38年に施工しました。建設費の総額は、市民会館1億6,500万円、庁舎1億4,400万円、その中で注目すべきは、財源の中で、市有林売却で市民会館に2,000万円、庁舎に3,100万円、合わせて5,100万円と、費用の一部に充当されたということです。現在、市有林は、先ほど言いましたように2,500ヘクタールほどあります。これらを参考に、新庁舎建設費用の一部を市有林売却ではどうでしょうか。

当時も、伐採と同時に植林が行われ、市財政も潤しました。上士別中学校で木材を使った校舎、また新庁舎にも木材をふんだんに使って建設し、木の香る心休まる庁舎にしてはどうでしょうか。また、この伐採と植林で雇用などの創出も波及効果が望めると思います。新庁舎の建設事業費の財源として、積極的な活用を図ってはどうかでしょうか。市長は日ごろより、財源は有限であるが、知恵は、アイデアは無限であると申しているように、いろいろな視点で考え、検証してはどうでしょうか。私の考えですけれども、市長の答弁をいただきたいと思えます。

○副委員長（岡崎治夫君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） ただいま村上委員から、庁舎に関する木材利用等々含めた御提言をいただきました。私は、絶えず職員に申し上げているのは、財源は有限であると。しかしながら、皆さん持っている知恵、これは無限であると。皆さんの無限の知恵を生かして、いかに市民の英知をそこに結集するのかということ絶えず話しているわけです。

先ほど御質問ございました水郷公園、この問題につきましても答弁申し上げましたが、40人から成る市民の委員の中に、一緒に職員も入って何度も何度も議論をして計画をつくり上げていただいた。当初から、3億5,000万円の財源しか士別市はもう出せません、その中に皆さん方の知恵をしっかりと入れてほしい、そういう議論の中で出てきた実は計画なんでありませう。これは市民の英知が入っています。それから、今年10月にオープン予定でありますいきいき健康センター、ここも多くの団体、市民の皆さん方に入ってきていただいて、予算をまず示して、間取りから何から、中に入るいろいろなものも全て市民の皆さん方に議論をいただいたということで、これも市民の英知が入っています。

ですから、ただいま御質問ございましたこの庁舎の建設については、これはもう士別市にとって大プロジェクトであることは論をまちません。しかし、きょうもずっと議論いただいているわけでありませうが、財政は極めて厳しい状況であります。ですから、33億円以内で全てを納める、どれだけ物価が上がるろうが、人件費が上がるろうがですね。そういった中に知恵をしっかりと入れていく。ですから、先ほどからいただいた御意見も生かしながら頑張っていきたい、こ

う思う次第であります。

そこで、木材の売却利用の関係でありますけれども、士別市が財政再建団体に合併以降陥った昭和の時代のこと、私も大先輩から相当聞いています。大変な思いでそこから士別市は立ち上がったと。そのときに、この庁舎も、そしてまた市民会館も建設時期に入って、もう50年以上がたつわけです。そのときの建設費というのは、先ほどお話あったとおり、両方合わせて当時の額でおよそ3億円と。その中で、士別はやはりすばらしい良質な天然林が相当あったというふうに想像できるわけですが、売却したその額が当時で約5,000万円ということありますから、工事費のおよそ20%弱はその天然林の売却によって財源として使ったと、こういったようなお話も私も伺っているところであります。

先ほど担当から答弁したとおり、現在、年2,500万円ほど売り払いによって、この市の市有林から売却して財源として使わせていただいています。なおかつ、天然林としては、先ほど答弁したとおり、希少性のある天然林が実はまだ750ヘクタールぐらいあると、こういうことでございますので、これは庁舎の建設に使うというだけではなくて、しっかりと計画を立てて売却をし、なおかつ50年前にこの庁舎に使ったときも植林をしていますから、植林をしている人工林ももう既に50年以上たっているわけでありまして、そういった意味ではそういう財産をしっかりと売却をしながら、いろいろな厳しい財政の中で有効に事業に充てていくというふうに、今の提言を聞いてそういう形で内部でもしっかりと議論しながら進めていきたい、こう思っている次第です。

それと、私のところに要望書が上がってきています。これは、士別市庁舎新築に伴う庁舎への道産木材利用に関する要望書ということで、これは去る2月17日に私のところにいただきました。旭川地方木材協会を初めとした3団体の皆さん方をお越しいただきました。平成22年から公共建築物等木材利用促進法が施行されていると。ぜひこの士別市の庁舎建設に当たっては、床、壁、窓枠など内装材にも木材を積極的に利用していただきたいと、こういう要望であります。

先日、上士別の小中学校併設校を議員の皆様方にも視察をいただきました。うれしいのは、木材がふんだんに使われていて、木のぬくもりを感じる校舎でありました。私は、子供たちを育成するには、地産地消による食育、これは当然必要であります。木育もこれは極めて重要であるということで、平成20年1月に利用開始している朝日の糸魚小学校、これもふんだんに木材が使われているわけです。その後、建設をいたしましたあいの実保育園、そしてまた子どもセンター愛遊夢、ここもふんだんに木材を使っています。それで、これは一つ知恵を出しながら、内装材も含めて、新しい庁舎にしっかりと、特に市民の訪れるような場所には木のぬくもりも含めながら、そういう庁舎にしていきたいという思いもありますので、先ほど担当から申し上げたとおり、これからも市民の意見も聞きますし、市の職員もそうでありまして、議員の皆様方の英知もいただきながら、この大プロジェクトをしっかりと進めていきたいと、このように考えている次第でありますので、少し長くなりましたけれども、答弁とさせていただきます。

だきます。

○副委員長（岡崎治夫君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ぜひ森林の利活用含めて、財政については今後とも頑張っていたきたい
と思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副委員長（岡崎治夫君） これにて総括質疑を終結いたします。

○副委員長（岡崎治夫君） お諮りいたします。まだ付託案件の審査は続いておりますが、本日の
委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副委員長（岡崎治夫君） 御異議なしと認め、本日の委員会はこれをもって終わることにいたし
ます。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後 4時47分閉議）